

大阪府立精神医療センター再編整備事業

業務要求水準書

平成 19 年 9 月 6 日修正版
地方独立行政法人大阪府立病院機構

『 目 次 』

I 総則

第1 要求水準書の位置付け	1
第2 本要求水準書全体の共通事項	2
1 本事業においてPFI事業者が果たすべき役割	2
2 事業の実施に当たっての要求事項	2
(1) 資格	2
(2) 業務従事者	2
(3) 実施運営	3
(4) 不具合などへの対応	3
(5) 緊急時の対応	3
(6) 安全の確保	3
(7) 業務実施日及び実施時間	3
(8) 申請業務の支援	3
(9) 患者の行為による損傷	4
(10) 不測の事態への対応	4
3 準拠事項	4
(1) 遵守すべき法令など	4
(2) 適用する図書など	5
(3) 優先順位	6
4 付属資料等の概要	6
(1) 付属資料I 面積表	6
(2) 付属資料II 諸室シート凡例及び諸室共通事項	6
(3) 付属資料III 諸室シート	6
(4) 付属資料IV 機器・備品リスト	6
(5) 付属資料V 運営フロー	6
(6) 付属資料VI 新病院の運営等について	6
(7) 別添資料	6
(8) 参考資料	7
5 用語の定義	7
(1) 新病院施設等	7
(2) 新病院施設	7
(3) 点検	7
(4) 保守	7
(5) 修繕	7
(6) 更新	7

(7) 運転・監視	8
(8) 平日	8
(9) 休日	8

II 施設整備業務要求水準

第1 基本的事項	9
1 事業予定地の概要	9
(1) 敷地の概要	9
(2) 法的条件	9
(3) 道路条件	9
(4) 既存建物	9
(5) インフラ整備状況及び新病院施設等計画時の留意点	9
(6) 埋蔵文化財調査	11
2 整備の概要	12
(1) 新病院施設等（建設用地内）	12
(2) その他（事業区域のうち「(1) 新病院施設等」を除く）	13
第2 施設整備業務	14
1 共通事項	14
(1) 実施体制	14
(2) 関係機関との協議	14
(3) 近隣への配慮	14
(4) 病院運営への配慮	14
2 調査・対策業務	15
(1) 地質調査業務	15
(2) 電波障害調査・対策業務	15
(3) 土壤汚染調査業務	15
(4) 周辺家屋影響調査・対策業務	15
3 申請などの手続き業務	15
4 設計業務	15
(1) 業務内容	15
(2) 要求事項	16
5 工事監理業務	16
(1) 業務内容	16
(2) 要求事項	16
6 建設業務	17
(1) 業務内容	17

削除 : 16

削除 : 16

削除 : 17

(2) 対象	17
(3) 要求事項	17
7 解体撤去業務	18
(1) 業務内容	18
(2) 解体範囲	18
(3) 要求事項	19
8 備品調達業務	19
(1) 業務内容	19
(2) 対象	20
(3) 要求事項	20
9 移転引越業務	20
(1) 業務内容	20
(2) 対象物品	20
(3) 移設及び廃棄物品	21
(4) 要求事項	21
第3 施設整備計画	22
1 計画要旨	22
(1) 豊かな療養環境	22
(2) 機能性	22
(3) 柔軟性	22
(4) 安全性	22
(5) 経済性	22
2 建築計画	22
(1) ゾーニング	22
(2) 動線計画	23
(3) アプローチ	23
(4) 出入口	23
(5) 仕上げについての留意事項	24
(6) サイン計画	25
(7) 施錠管理システム	25
(8) その他	26
3 耐震計画	26
(1) 指定	26
(2) 要求事項	26
4 設備計画	27
(1) 電気設備	27
(2) 空調換気設備	33

削除 : 21

(3) 給排水衛生設備	34
(4) 昇降機設備	35
5 付属施設計画	35
(1) 大阪府立刀根山養護学校精神医療センター分教室	35
(2) 車庫	35
(3) 温室、屋外作業室等	35
6 外構等計画	36
(1) 駐輪場	36
(2) ごみ置場	36
(3) 井水処理施設	36
(4) 駐車場	36
(5) 構内道路	36
(6) 排水施設	37
(7) 囲障・門扉など	37
(8) よう壁	<u>38</u>
(9) 植栽・緑地など	38
(10) サイン	38
(11) 農園	38
(12) 運動場	38
(13) 消防水利	39
(14) 国旗掲揚台	39
7 建替計画	39

削除 : 37

第4 部門計画 40

1 部門構成	40
2 各部計画	41
(1) 外来診療部門	41
(2) 中央診療部門	44
(3) 管理部門	46
(4) サービス・供給部門	47
(5) 成人病棟部門	48
(6) 児童思春期部門	51
(7) 大阪府立刀根山養護学校精神医療センター分教室	55

III 維持管理・医療関連サービス業務等要求水準

第1 共通事項 57

1 対象施設	57
--------------	----

2 業務計画書等の作成	57
(1) 業務仕様書	57
(2) 長期業務計画書	57
(3) 年間業務計画書	57
(4) 業務実施計画書（業務マニュアル）	57
(5) 作業計画書	57
3 記録の作成、提出、保管及び提示	57
4 業務実施報告書の提出	58
5 費用負担	58
6 施設使用料	58
7 開院準備期間の業務	58
8 その他	58
第2 維持管理業務に係る個別事項	59
1 建築物保守・点検、修繕・更新業務	59
(1) 業務内容	59
(2) 対象建築物等	59
(3) 要求事項	59
(4) 費用負担	60
(5) 参考資料	60
2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務	60
(1) 業務内容	60
(2) 対象設備	61
(3) 要求事項	61
(4) 費用負担	62
(5) 参考資料	62
3 外構保守・点検、修繕・更新業務	62
(1) 業務内容	62
(2) 対象施設	62
(3) 要求事項	62
(4) 費用負担	63
(5) 参考資料	63
4 環境衛生管理業務	63
(1) 業務内容	63
(2) 要求事項	64
(3) 費用負担	65
(4) 参考資料	65
5 警備業務	65

削除：58

削除：64

(1) 業務内容	65
(2) 実施日及び実施時間	66
(3) 要求事項	66
(4) 費用負担	67
(5) 参考資料	67
6 植栽管理業務	67
(1) 業務内容	67
(2) 対象	68
(3) 要求事項	68
(4) 費用負担	68
(5) 参考資料	68
第3 医療関連サービス業務に係る個別事項	69
1 食事提供業務	69
(1) 業務内容	69
(2) 対象	71
(3) 食事の内容	71
(4) 実施日及び実施時間	71
(5) 調理方式	72
(6) 配膳方式	72
(7) 要求事項	72
(8) 代行保証	73
(9) 費用負担	73
(10) 参考資料	73
2 医療ガス保守点検業務	75
(1) 業務内容	75
(2) 保守点検内容	76
(3) 対象設備	76
(4) 実施日及び実施時間	76
(5) 要求事項	76
(6) 費用負担	76
(7) 参考資料	76
3 洗濯業務	77
(1) 業務内容	77
(2) 実施日及び実施時間	77
(3) 洗濯回数	77
(4) 要求事項	79
(5) 費用負担	79

削除 : 67

(6) 参考資料.....	79
4 医事業務.....	80
(1) 業務内容.....	80
(2) 実施日及び実施時間.....	82
(3) 要求事項.....	82
(4) 費用負担.....	83
(5) 参考資料.....	83
第4 その他業務に係る個別事項	85
1 電話交換業務（夜間・休日）	85
(1) 業務内容.....	85
(2) 実施日及び実施時間.....	85
(3) 要求事項.....	85
(4) 費用負担.....	85
(5) 参考資料.....	85
2 利便サービス提供業務.....	86
(1) 共通事項.....	86
(2) 売店運営業務	86
(3) 自動販売機運営業務	90
(4) コインランドリー運営業務	91
(5) 患者の私物洗濯業務	92
(6) 喫茶運営業務	93

I 総則

「大阪府立精神医療センター再編整備事業業務要求水準書」(以下「本要求水準書」という。)は、地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「病院機構」という。)が、大阪府立精神医療センターにおける再編整備事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、PFI事業者に要求する業務の水準を示すものである。

また、本要求水準書の要求水準は、事業期間にわたって遵守されるものである。

第1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、PFI事業者が本事業を遂行するに当たっての具体的な規程であるとともに、本要求水準書に定める水準(以下「要求水準」という。)を満たすことが、本事業を請負う必須条件となるものである。

また、病院機構は本要求水準書の内容をPFI事業者のモニタリング時の基準として用い、モニタリングによって、PFI事業者が要求水準を達成していないと病院機構が判断した場合は、事業契約書の規定により、対価の減額あるいは契約の解除等の措置を行う。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができる。ただし、入札説明書等及びその参考資料において示された諸条件を必ず遵守するとともに、その他の内容についても十分留意して提案書を作成しなければならない。

第2 本要求水準書全体の共通事項

本要求水準書「II 施設整備業務要求水準」及び「III 維持管理・医療関連サービス業務等要求水準」に共通する要求水準として、以下の事項を定める。

1 本事業においてPFI事業者が果たすべき役割

- ・病院職員による医療の円滑な提供を可能とするため、本事業の遂行に関して、病院機構と迅速かつ円滑な連絡、調整を可能とする体制を構築し、連絡、調整に当たっては一元的に対応すること。
- ・新病院の運営の効率化に寄与するという意識の下、本事業の対象となる各業務を包括的に管理するために必要な能力・資質・経験を有する職員を常時病院内に複数人配置すること(出向の方式による受入れを含む。)により、事業期間にわたり効率的で円滑な業務運営を行うこと。
- ・精神医療を巡る環境変化等に対応して、要求事項の遵守および要求水準の達成遂行に必要な措置を自発的に検討し、柔軟に実施しうる体制を構築し、実施すること。
- ・火災・地震や事故など緊急に対処する必要が生じた場合に病院内の安全確保、危険防止を図るための体制を構築し、運営すること。
- ・本事業に内在するリスクを抽出し、リスクをマネジメントする体制を構築し、的確なリスクマネジメントを実施すること。
- ・患者や家族など新病院利用者の満足度の向上のために、良質なサービスを提供すること。

2 事業の実施に当たっての要求事項

(1) 資格

- ・法令により、資格を必要とする業務については、有資格者を配置すること。
- ・有資格者には、やむを得ない理由がある場合を除き、業務中その資格を証明する証票を携帯させ、病院職員などから、請求があった場合には、提示させること。

(2) 業務従事者

- ・業務内容に応じて、必要な知識と技能を有する業務従事者を配置すること。
- ・業務従事者は、患者や家族などの来院者や病院職員などと接する際は、懇切、丁寧に応対すること。
- ・業務従事者は、患者のプライバシーや人権を尊重した言動を取ること。
- ・業務従事者は、業務上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本件の業務に従事しなくなつた後も同様とする。
- ・業務従事者には、事前に病院機構に届出を行った制服及び名札並びに必要に応じて記章又は腕章などを着用させること。なお、制服は、PFI事業者から受託し業務を行う企業などの制服でも差し支えない。施設整備業務従事者については、当該業務従事者であることが認識できる標識の着用をもって、制服及び名札の着用に代えることができる。
- ・法令の定める健康診断などを実施し、業務従事者の健康管理に努めること。
- ・業務従事者に対し、業務の遂行、個人情報の保護及び人権啓発などに必要な教育や研修を

実施すること。

(3) 実施運営

- ・PFI事業範囲外委託業務との連携に配慮し、誠意を持って連絡、調整に当たること。
- ・本事業の対象となる各業務に関する責任の所在を明確にし、業務の実施状況を常に確認、把握すること。
- ・人員配置の工夫やノウハウの活用により、本事業の対象となる各業務を効率的に実施すること。
- ・患者を預かる病院としての性格に鑑み、事業期間にわたり常に本事業の対象となる各業務を確実かつ安定的に実施すること。

(4) 不具合などへの対応

- ・建物や設備に不具合が発生した場合には、迅速かつ適切に対応すること。特に、医療や療養に支障をきたす問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じること。
- ・クレームが発生した場合には、原因を調査・分析し、病院機構に報告するとともに、再発防止の措置を講じること。その結果、実施方法などを見直した場合には、業務実施計画書（業務マニュアル）に反映させること。

(5) 緊急時の対応

- ・病院内において破損、火災・地震、事故などが発生し、緊急に対処する必要が生じた場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、関係機関と連絡、調整を行い、速やかに、病院機構に連絡すること。
- ・業務中に、患者による破壊行為など異常な事態を認知した場合は、直ちに、病院機構に連絡すること。
- ・PFI事業者は、病院機構が設置する電子カルテシステムに障害が発生した場合（クライアントの障害、各部門のシステムの障害、基幹（電子カルテ）システムの障害、ネットワークの障害など）に備え、業務に必要な対応策（例えば障害時に帳票で対応する場合は、帳票での運用マニュアル作成や教育訓練の実施など）を講じておくこと。

(6) 安全の確保

- ・業務の実施に当たっては患者の安全を最優先し、危険防止のために必要な措置を講じること。また、危険を伴う作業においては必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。
- ・業務に使用する設備・機器については、事前に十分な点検・整備を行い、安全を確認すること。

(7) 業務実施日及び実施時間

各業務について個別に定める場合を除き、病院機構と協議のうえ、診療・療養に支障のない日及び時間又は時間帯に業務を実施すること。

(8) 申請業務の支援

PFI事業者が行う業務に関連して、病院機構が法令による届出などを行う場合には、病院機構において作成しなければならないもの除き、PFI事業者は、届出書類及び資料の作成などに関して、支援すること。個別事項に定めがある場合にはそれに従うものとする。

(9) 患者の行為による損傷

患者の行為により、施設や備品が損傷した場合、本要求水準書において特に仕様を示していないものについては、通常備えるべき強度を備えていない等、PFI事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、病院機構の負担により復旧する。ただし、PFI事業者は、できるだけ、被害・損傷の拡大防止に努めること。

(10) 不測の事態への対応

PFI事業者は、業務を受託した事業者が当該業務を実施することが困難となった場合にも、業務を継続して実施するために必要な措置を予め講じておくこと。

3 準拠事項

(1) 遵守すべき法令など

本事業の実施に当たり、遵守すべき法令などは以下に示すとおりである。

なお、関係法令に基づく許認可などが必要な場合は、PFI事業者の負担により、その許認可などを取得しなければならない。

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年法律第117号）
- ・医療法（昭和23年法律第205号）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）
- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・結核予防法（昭和26年法律第96号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル

法：平成 6 年法律第 44 号)

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号）
- ・枚方市開発事業等の手続等に関する条例、同施行規則（平成 17 年枚方市条例第 46 号）
- ・枚方市環境影響評価条例（平成 4 年枚方市条例第 29 条）
- ・枚方市公害防止条例（昭和 46 年枚方市条例第 38 号）
- ・枚方市都市景観形成要綱その他関連条例等
- ・枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和 37 年枚方寝屋川消防組合条例第 44 号）
- ・その他、本事業に関係する法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

(2) 適用する図書など

本要求水準書に記載がない事項については、以下の図書などの基準などに準拠すること。なお、技術革新などに伴い、病院機構が必要と認めたもの（工法、設備機器、検査方法など）については、各基準などが示す仕様以外の仕様とすることができるものとする。

- ・官庁施設の総合耐震計画基準および同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

- ・建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・構内舗装排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（（財）建築保全センター）
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共医療関係施設工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共医療関係施設工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル（誘導基準を適用すること。）
- ・J I S T 1 0 2 2 病院電気設備の安全基準

(3) 優先順位

図書などは相互に補完するものとする。
ただし、内容に相違がある場合は、次の優先順位により適用するものとする。

- ①入札説明書などに関する質問回答書
- ②入札説明書
- ③本要求水準書
- ④適用する図書など

4 付属資料等の概要

- (1) 付属資料Ⅰ 面積表
- (2) 付属資料Ⅱ 諸室シート凡例及び諸室共通事項
- (3) 付属資料Ⅲ 諸室シート
- (4) 付属資料Ⅳ 機器・備品リスト
- (5) 付属資料Ⅴ 運営フロー
- (6) 付属資料Ⅵ 新病院の運営等について
- (7) 別添資料
別添資料1 位置図
別添資料2 敷地図
別添資料3 ゾーニング図

別添資料4 仮病棟等想定計画図（既存建物棟別詳細及び建替条件）

別添資料5 調達備品リスト

別添資料6 AV機器リスト（計画）

別添資料7 移設及び廃棄備品等リスト

別添資料8 病院機構が行う申請及び届出、作成する書類等

別添資料9 井戸関係資料

(8) 参考資料

参考資料1 現況測量図

参考資料2 地質調査資料

参考資料3 供給処理施設整備状況図

参考資料4 既存建物図面など

参考資料5 土地利用履歴調査報告（土壤汚染防止法）

参考資料6 文化財試掘調査報告書

参考資料7 雨水排水計画資料

参考資料8 アスベスト、PCB調査結果

参考資料9 電子カルテシステム概念図

5 用語の定義

(1) PFI事業者

本事業を遂行するために選定された民間事業者により設立された特別目的会社で、事業を遂行する者をいう。

削除：民間事業者として

削除：、

削除：を設立し

(2) 新病院施設等

「II 第1の2 (1) 新病院施設等」に示す施設をいう。

(3) 新病院施設

「II 第1の2 (1) ア 新病院施設」に示す施設をいう。

(4) 点検

建築物などの部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

(5) 保守

点検の結果に基づき建築物などの機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(6) 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、その規模にかかわらず、原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えなどは除く。

(7) 更新

劣化した部位・部材又は機器などを、その規模にかかわらず、新しいものに取り替えることをいう。

(8) 運転・監視

施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(9) 休日

次に掲げる日をいう。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（イに掲げる日を除く。）

(10) 平日

休日以外の日をいう。

II 施設整備業務要求水準

第1 基本的事項

1 事業予定地の概要

(1) 敷地の概要

(別添資料1 位置図を参照) (別添資料2 敷地図を参照)

所在地	大阪府枚方市宮之阪三丁目 16 番 21 号			
敷地位置	京阪本線「枚方市駅」から南東に約 1.5 km、京阪電車交野線「宮之阪駅」から東に約 0.8 km に位置する。			
敷地面積	現況	約 103,100 m ²		本院部分 約 84,840 m ²
				松心園部分 約 18,260 m ²
	計画	事業 区域	計画敷地 (本院部分) 約 84,840 m ²	建設用地 約 57,640 m ²
				約 27,200 m ²
(松心園部分) 約 18,260 m ²				C ゾーン

計画敷地の形状などは、参考資料などによる。

(2) 法的条件

区域	市街化区域	
用途地域など	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%・容積率 200%） 第二種高度地区	
防火・準防火地域	指定外	
日影規制	4 時間（敷地境界線から 5m）、2.5 時間（敷地境界線から 10m） 測定面：平均地盤面から 4 m の高さ	
宅地造成規制区域	区域外	

(3) 道路条件

道路 1	道路名	府道枚方茨木線
	幅員	約 9.5 m（車道約 8 m・歩道約 1.5 m）
	その他	都市計画道路府道枚方津田線（計画幅員 22m） (都市計画図を参照)
道路 2	道路名	枚方市道中宮星丘線

(4) 既存建物

既存建物の延べ面積は、32,081.63 m²である。（別添資料4 仮病棟等想定計画図を参照）

(5) インフラ整備状況及び新病院施設等計画時の留意点

現況のインフラ整備状況は以下に示すとおりである。新病院施設等の計画に際しては、各供給事業者と十分な協議を行うこと。なお、新病院施設等の計画に際し、引っ越し位置の変更や新設などに要する工事費、負担金など一切の費用は全て PFI 事業者負担とする。

	インフラ整備状況（現況）		新病院施設等計画時の留意点
電力	<ul style="list-style-type: none"> 府道枚方茨木線に架設されている関西電力㈱の架空配電線より、3相3線 6.6KV 60HZ で引き込んでいる。 		<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等への電力の引込みは、3相3線 6.6KV 60HZ により、B ゾーンを経由することなく、直接、A ゾーンへ引き込むこと。
電話	<ul style="list-style-type: none"> 府道枚方茨木線に架設されているNTT㈱の電話回線より引き込んでいる。（通信回線数 32 回線（病院使用電話回線：17 回線、公衆電話：15 回線）） 		<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等への電話回線の引込みは B ゾーンを経由することなく、直接、A ゾーンへ引き込むこと。 光ケーブルによる引込みを検討すること。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 低圧については、本院部分の西北角において低圧本管（150 φ）より分岐し、引き込んでいる。 中圧は、本院部分の東側より中圧本管（200 φ）※より分岐し、引き込んでいる。 <p>※ 府道枚方茨木線と市道中宮星が丘線の交差点付近に埋設されている中圧本管（200 φ）は、「自家発電設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）」に適合（平成 18 年 5 月 22 日付 内發協第 43 号）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等のガス引込みは、B ゾーンを経由することなく、直接、A ゾーンへ引き込むこと。
給水	水道	・枚方市水道局の水道本管 200 φ（府道枚方茨木線と東側枚方市道との交差点付近埋設）から分岐し、本院部分東側より引き込んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等への引込みは、本事業のために布設する（PFI 事業者の負担金による枚方市の受託工事）新規バイパス管より B ゾーンを経由することなく、直接、A ゾーンへ引込むこと。([参考資料 3-1-1 給水引込みについて]を参照)
	井水	・井水処理施設により処理した上、水道水と併用している。	<ul style="list-style-type: none"> 井水処理施設により処理した上、水道水と併用すること。 <p>(第 3 4 設備計画 (3) 給水設備を参照)</p>
排水	汚水	・松心園を含む現病院施設の汚水排水は、全て、既存浄化槽を排水中継槽として使用し本院部分の南東角において汚水幹線へ接続し、放流している。	<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等の汚水排水は、敷地北西の府道枚方茨木線に埋設されている公共下水又は、本院部分の南東角の公共下水へ接続し放流すること。 <p>(第 3 5 外構計画 (7) 排水施設を参照)</p>

	インフラ整備状況（現況）		新病院施設等計画時の留意点
雨水	・	公共下水は、分流方式により、污水幹線のみが整備されているため、水路、現病院施設の私設雨水本管等、数ヶ所に分散して放流している。	<ul style="list-style-type: none"> 新病院施設等の雨水排水は、雨水貯留施設を設置することとし、Aゾーン、Bゾーン各々のゾーン単位で完結すること。 Cゾーンの雨水排水は、現状を継続使用する。 <p>(第3 6 外構等計画 (6) 排水施設を参照)</p>

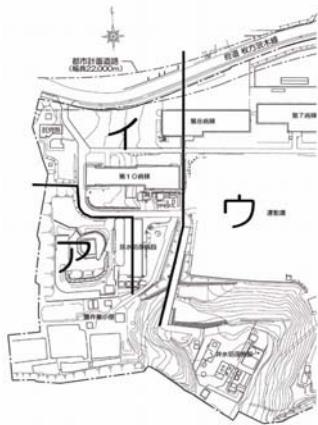
(6) 埋蔵文化財調査

計画地は、埋蔵文化財包蔵地（百済寺遺跡）である。このため、工事を着手する前に、大阪府教育委員会と協議のうえ、指導に従うこと及び文化財保護法第93条第1項の届出（申請者の名義は地方独立行政法人 大阪府立病院機構とする）が必要である。

平成12年度及び平成14年度の試掘調査の結果は、下記のとおりである。

- 汚水処理場の西側一帯（ア部分）は、遺構が概ね地下1.5mにあるため、遺構に影響を及ぼす行為は行わないこと。
- 第8病棟・第10病棟（デイケアセンター）西側一帯（イ部分）については、遺物が発見されたため、工事に際して、大阪府教育委員会の立会いが必要である。
- 主要施設の建設予定地である運動場一帯（ウ部分）については、試掘調査の結果、遺構・遺物が確認されなかった。
- 施設整備業務期間中に遺構・遺物を発見した場合は、速やかに大阪府教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。

図1 埋蔵文化財埋設状況図



2 整備の概要

(1) 新病院施設等（建設用地内）

ア 新病院施設

		部 門 名	主 な 機能	階	延べ面積
病院施設	本館棟	外来診療部門	一般外来、薬物専門外来、救急外来、地域医療連携、デイケア、医事、薬局	地上 3 階以下 (体育館を別棟とするこ とは可能)	25,899 m ² *
		中央診療部門	X線検査、臨床検査（生理・検体）、臨床心理、歯科診療（入院患者が対象）、作業療法（体育館含む。）		
		管理部門	事務局、医務局、看護部		
	成人棟	サービス・供給部門	サービス、栄養管理（給食）、物品供給管理、エネルギー		
		成人病棟部門	緊急救急病棟、高度ケア 1～4 病棟、総合治療 1～3 病棟	地上 5 階以下	
	児童思春期棟	児童思春期部門	一般外来（児童外来、思春期外来）、臨床心理、特別外来療育、管理、児童思春期病棟（児童病床、思春期病床）	地上 2 階以下	

* 吹きさらしの部分（バルコニー、ポーチ、ピロティー、吹きさらしの廊下等）は含まない。

面積の許容範囲（諸室の増減によるものを含む。）は±5%とする。

※ サービス・供給部門は維持管理やエネルギー損失に配慮した上で、一部を児童思春期棟の地下に設けることは可能である。

削除：

○整備する病床

病 棟	病 床 数
緊 急 救 急 病 棟	40床
高 度 ケ ア 1 ～ 4 病 棟	200床
総 合 治 療 1 ～ 3 病 棟	150床
児 童 思 春 期 病 棟	50床
合 計	440床

イ 付属施設

	施 設 名	主な機能	延べ面積
付 属 施 設	大阪府立刀根山養護学校精神医療センター一分教室	教室、職員室、教材室等	500 m ² *
	その他	車庫、温室、屋外作業控室等	

*吹きさらしの部分（バルコニー、ポーチ、ピロティー、吹きさらしの廊下等）は含まない。面積の許容範囲は±5%とする。

ウ 外構施設等

- ・駐輪場、ごみ置き場、井水処理施設、排水施設（雨水流出抑制施設を含む。）
- ・駐車場、構内道路、門扉、囲障、よう壁、植栽・緑地、サイン（掲示板、案内板など）、消

福利水、国旗掲揚台

- ・農園
- ・運動場（緊急救急病棟等患者用運動場、成人患者用広場、児童思春期患者用広場）
- ・その他、要求水準を満たす上で必要のあるもの（提案によるものを含む。）

削除：PFI事業者の

(2) その他（事業区域のうち「(1) 新病院施設等」を除く）

- ・雨水排水処理施設（雨水流出抑制施設を含む。）
- ・解体撤去後の整地
- ・土留及び土砂流出防止工事
- ・門扉、囲障
- ・その他、要求水準を満たす上で必要のあるもの（提案によるものを含む。）

削除：PFI事業者の

第2 施設整備業務

1 共通事項

(1) 実施体制

- ・設計から建設、開院にいたるまで業務遂行に当たって、病院機構との協議、調整を無理のないスケジュールで行うことが可能な計画とすること。
- ・病院機構との打合せに当たっては、わかりやすい説明手法を用いて行うこと。

(2) 関係機関との協議

業務の実施に当たっては、関係機関などと十分に協議、調整を行うとともに、その内容を記録にまとめ病院機構に報告すること。

(3) 近隣への配慮

- ・業務の実施に当たっては、関係法令などを遵守し、近隣への騒音・振動・悪臭・光害・粉塵・電波障害・交通渋滞などの生活環境への影響を最小限に止めるように対策を講じること。やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、PFI事業者が誠意をもって解決に当たり、事業の円滑な実施に努めること。
- ・周辺の施設などに損傷を与えた場合は、施設所有者、管理者などと協議の上、PFI事業者が、自らの負担により現況に復旧すること。
- ・地域住民・周辺自治会及び関係機関に対して、工事着手前・事業の進捗上重要な段階及び病院機構が必要とするときは工事説明会を開催し、調整を図ること。
- ・周辺区域の学校等に対しては、必要に応じて連絡及び調整を行うこと。
- ・近隣への工事説明会、地域住民・周辺自治会及び関係機関との調整、協議等については記録を取りまとめ病院機構へ報告すること。
- ・施設整備業務期間中は、歩行者及び一般車両の通行に支障がないように、交通誘導員を必要箇所に配備すること。
- ・各ゾーンにおいて施設整備業務を着手から完了までの間は、敷地境界沿いの除草や清掃など近隣へ配慮を行うこと。

(4) 病院運営への配慮

事業区域内では、病院業務が継続されることから、本事業における施設整備関連の実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 安全対策など

- ・仮囲いなどにより工事区域は、明確に分離し、患者、職員及び来院者が、誤って工事区域内に入らないよう適切に管理すること。
- ・救急車の出入、給食の配膳及び下膳経路、仮設売店及び作業療法農園への動線などを考慮すること。

イ 騒音・振動対策など

- ・施設整備業務期間中も病院業務を継続するため、診療などに支障の出ないよう、騒音・振動対策を講じること。特に、工事区域に近接する病棟については、良好な療養環境を確保すること。

- ・特に病棟に接する部分の仮囲いについては療養環境に配慮した仕様とすること。

2 調査・対策業務

(1) 地質調査業務

地質調査に関するデータは、参考資料2地質調査資料を参考にすること。

なお、本調査結果以外に、別途調査や試験が必要な場合は、PFI事業者が行うこと。別途調査や試験を行った場合は、その内容及び結果を書面にて報告すること。

(2) 電波障害調査・対策業務

本事業に伴って、周辺家屋などに電波障害の発生が予想される場合は、事前に十分な予備調査を行い、必要な時期に受信設備の改善など適切な対策工事を実施すること。調査及び対策工事の事前及び事後に、その内容及び結果を書面にて報告すること。

なお、地上デジタル放送についても対象とする。

(3) 土壌汚染調査業務

PFI事業者は、計画敷地（A・Bゾーン）について、参考資料5の土地利用履歴報告とともに、土壌汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土壌汚染調査を行うこと。調査の内容及び結果を書面にて報告すること。

土壌汚染調査は、事前に関係機関と調整のうえ、工事の工程に支障を及ぼさないよう行うこと。

(4) 周辺家屋影響調査・対策業務

本事業の実施に伴い必要に応じて、周辺家屋調査（事前、事後）などの調査を行い、必要な対策を講じること。調査及び対策の事前及び事後に、その内容及び結果を書面にて報告すること。

3 申請などの手続き業務

- ・本事業に伴い必要となる各種申請及び届出などは、PFI事業者が行うこと。
- ・関係機関との協議や地元調整などはPFI事業者が行うこと。これらに伴う各種調査や関連工事は病院機構の承諾を得て、PFI事業者が自らの負担により実施すること。
- ・病院機構は、PFI事業者から要請があった場合は、上記申請など必要な資料の提供などに協力する。
- ・施設整備は、都市計画法第4条第12項による「開発行為」を伴わない計画とすること。
・建築確認申請は、A・Bゾーンを計画敷地とし、「増築工事」として申請すること。
- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例第17条及び第15条に基づく協議が必要である。
- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例第18条（中高層建築物の建築に伴う協議）が必要である。

削除: ・病院機構が行う申請などの手続きについて、PFI事業者は、書類作成などを支援すること。

4 設計業務

(1) 業務内容

本事業に関するすべての設計業務（解体撤去工事に伴う設計を含む。）

- ・基本設計業務
- ・実施設計業務
- ・その他関連業務（上記に伴う関係官公庁・院内関係部門職員との協議、調整、資料作成など）

(2) 要求事項

- ・PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに、提案書、本要求水準書に基づき、病院機構と協議し、基本設計、実施設計を行うこと。
- ・設計業務の着手にあたっては、設計工程表・実施体制表及び随時に病院機構が指定する書類を提出すること。
- ・設計業務期間は、1年以上を確保すること。
- ・病院機構等との協議録等を提出する。
- ・PFI事業者は、定期又は随時に、当該業務の進捗状況及び内容について、病院機構に報告を行い、確認を受けること。
- ・建築物総合環境性能評価システム CASBEE-新築（簡易版）による評価結果において建築物の環境性能評価（BEE） ≥ 1.0 が確保されていること。
- ・PFI事業者は、基本設計完了時及び実施設計完了時に、設計内容が提案書、本要求水準書などに適合することを病院機構に確認を受けること。
- ・基本設計完了時及び実施設計完了（解体撤去工事、仮設・改修工事、建設工事毎）時に、各設計の成果品を提出すること。
- ・実施設計完了時に完成模型又は外観・内観透視図を作成すること。
- ・実施設計完了時に本事業概要を説明するリーフレット（カラー3,000冊）を作成すること。
（版権については病院機構に帰属するものとする）
- ・病院機構が別途発注する医療機器や電子カルテシステムに対応する仕様とすること。
- ・設計の内容について、本事業における本要求水準書、提案内容及び審査の趣旨を損なわない範囲で、病院機構の変更に対する求めに応じなければならない。
- ・財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」精神科病院版の評価を満たす施設づくりを行うこと。
- ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例に基づき土地の利用に係る基準〈開発事業関係〉第4周辺環境の調和の基準 2建築物の地上階数及び高さの緩和の規定を満足させること。
上記の緑地の算定については、計画敷地南側法面の既存の緑地を加えてもよい。

削除： 200

5 工事監理業務

(1) 業務内容

本事業に関する全ての工事監理（解体撤去工事に伴う工事監理を含む。）

(2) 要求事項

- ・PFI事業者は、入札説明書に示す要件を満たす工事監理者を配置し、その者の氏名、保有する資格など必要な事項について、病院機構の確認を受けること。
- ・工事監理者は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書等の「監督職員」

の業務を行うものとする。

- ・工事監理者は、工事期間中、現場に常駐すること。
- ・工事監理者は、建設業務及び解体撤去業務が設計図書、本要求水準書、病院機構との協議事項、周辺住民との協議事項などに基づき、適正に行われていることを確認すること。
- ・工事監理者は、書面により請負業などへの「指示」、「承諾」、「協議」等を行い、病院機構のモニタリング時の求めに応じ、別途定める書面を提出すること。

6 建設業務

(1) 業務内容

本事業に関する全ての工事（解体撤去工事を除く）

(2) 対象

本要求水準書「II 第1 2整備の概要」に示す施設及び仮移転に伴う仮設施設等の設置（既存建物の改修含む。）

(3) 要求事項

- ・各施設の譲渡予定日

施設名	譲渡予定日
仮設売店	平成20年8月31日
仮設施設（仮設売店を除く）	提案による
病院施設、付属施設（車庫を除く）、農園、井水処理施設、雨水排水処理施設等、開院に必要な外構施設等	平成22年11月30日
運動場及びごみ置場	平成23年2月28日
車庫、開院に影響を及ぼさない外構施設等（駐車場、駐輪場を含む。）	平成23年8月31日

- ・施設整備業務期間中の現病院施設の機能継続に配慮し、施設整備、既存建物の撤去、設備関係の切り回しなどを総合的に考慮した施工計画書等を作成し、病院機構の確認を受けること。
- ・工事の施工については、周辺住民や関連団体などとの協議事項、病院機構との協議事項、関係機関の指導事項を遵守し遂行すること。
- ・周辺住民などからの苦情などについては、誠意をもって対処すること。
- ・病院の運営に支障とならないよう、綿密に調整し業務を遂行すること。
- ・病院の主要な諸室（病室など）は、検討用モデルルームを作成するなど、病院機構とPFI事業者の理解に齟齬がないように十分な調整を行うこと。
- ・施設整備業務期間中を通して、道路境界沿いに仮囲いを設ける場合は、周辺の環境に配慮した仕様（病院イメージアップを図る仕様など）とすること。
- ・SPCのホームページを作成し、工事の状況を随時ホームページで公表（Webカメラでの中継など）するなど、工事の進捗状況を公表すること。
- ・事業内容の進捗状況の公開のため、実施した工事の内容を常に記録し整備すること。
- ・病院施設の整備完了時に本事業概要を説明するリーフレット（カラー5,000冊）を作成し常備すること。（版権については病院機構に帰属するものとする。）

削除：の

7 解体撤去業務

(1) 業務内容

- ・既存建物等^{*1}の解体撤去工事
- ・解体撤去工事に伴って発生した廃材などの処分
- ・解体撤去工事に伴う整地、土留、排水設備及び土砂流出防止工事
- ・事業区域（建設用地を除く）の囲障（塀、門扉）設置工事
- ・残存構造物及び杭などにかかる配置図などの報告書類の作成^{*2}
- ・上記に付随する一切の業務

^{*1}次項「(2) 解体範囲」に示すもの全て

^{*2}解体撤去する建物の図面を保存する必要はないが、既存建物の現況配置図、撤去後の配置図（残存構造物の落とし込みを含む。）及び土砂流出対策のために設置する構造物に関する図面は作成すること。

(2) 解体範囲

- ・撤去範囲は、別添資料4 既存建物棟別詳細及び建替条件による建築物（建築物内の存置物を含む。）、仮設施設、舗装などの工作物、配管・配線設備、植栽（存置するものを除く。）などとする。
- ・以下に例示した以外のものについても、現地調査の上、全て撤去すること。

ア 建築物（基礎及び基礎底盤まで撤去、杭は除く。）

Aゾーン・Bゾーン・Cゾーンにある全ての建築物（BゾーンとCゾーンをつなぐ渡り廊下を含む。）

イ 設備機器類

本施設内全ての設備機器類を撤去し、関係法令に合致した適正な廃棄処分を行うこと。以下に本施設内の主要な機器類の代表例を示す。

(ア) 電気設備

- ・キュービクル、発電機、蓄電池、電灯分電盤、動力制御盤、照明器具、配線器具類など
- ・弱電機器一式（電話交換機、時計、ナースコール、放送設備など）
- ・防災設備（自動火災報知設備など）
- ・配管、配線類など

(イ) 機械設備

- ・吸収式冷温水発生機、冷却塔、炉筒煙管ボイラ、還水槽、貯湯槽、膨張タンク、ヘッダー、ポンプ、送風機、軟水器、盤類、空調機、ファンコイル、パッケージ型エアコン、換気扇類、受水槽・高架水槽など
- ・配管類（冷温水、冷却水、給水、給湯、排水、冷媒、蒸気、ガスなど）（保温材を含む。）
- ・ダクト類など（保温材を含む。）
- ・消防設備一式（消火ポンプ、配管、消火栓、ハロンガス消火ポンベなど）
- ・医療ガス設備一式（ポンベ、ポンプ、配管、アウトレットなど）

ウ 外構

- ・構内舗装、囲障（塀、門扉など）、看板など（基礎を含む。）、埋設枠、埋設配管、花壇、外

灯及び縁石など

- ・よう壁（建設業務及び撤去工事に支障がなく、崩壊の危険性のないものを除く）
- ・植栽（建設業務及び撤去工事に支障がなく、危険性のないものを除く）

エ 外部備品類

物干し（基礎を含む。）、遊具類、既成プレハブ物置など

オ その他必要と思われるもの全て

(3) 要求事項

- ・施設整備業務期間中の現病院施設の機能継続に配慮した（設備関係の切り回しなど）解体撤去計画書等を作成し、病院機構の確認を受けること。
- ・解体撤去後の凹部については、周辺の高低に考慮して埋め戻すこと。
- ・建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律（建設リサイクル法）に基づき、特定建設資材の分別解体など及び再資源化などを実施すること。
- ・撤去後の杭などの残存構造物の位置、深さなどを調査し病院機構に書面で報告すること。
- ・建設用地において、本事業に支障とならない外構、樹木などは、PFI事業者の判断により存置できるものとし、これらについては、事業期間中、維持管理を行うこと。
- ・既存建物の解体撤去に当たっては、建物に存在するアスベスト及びPCBを含む建築材料について、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び労働安全衛生法に則り、適切な処理・保管などを行うこと。
既存建物のアスベスト吹付材及びPCBを含むシーリング材について調査を行っている。調査結果は参考資料8アスベスト、PCB調査結果のとおりとする。なお、吹付けアスベストの撤去及び処分については2,654m²、PCBの撤去及び保管（病院が指定する場所に適切に保管すること）についてはシーリングの延長85,650mを見込んでおり、数量については業務完了時に精算するものとする。また、PCBを使用している設備機器については、処理済みである。PFI事業者は必要に応じ、上記資料に加えさらに詳細な調査を行うこと。
- ・事業区域（建設用地を除く）においては、解体撤去後、解体撤去工事に伴う整地、土留、排水設備、土砂流出対策、防塵対策、及び囲障（塀、門扉）設置工事を実施し、適切に維持管理を行い平成23年8月31日に病院機構に引き渡すこと。

8 備品調達業務

(1) 業務内容

- ・備品調達を実施すること。（本事業に係る新たな備品の調達（リースは不可とし、所有権は病院機構に移転すること。）とし、更新は含まない。）
- ・備品配置計画（移設備品も含む。）を策定すること。
- ・備品の選定を実施し、調達備品リストを作成し、病院機構の承認を受けること。
- ・納品検収、設置、調整を実施し、病院機構の確認を受けること。
- ・調達備品リスト（移設備品を含む。）を作成し、備品番号などを貼付すること。
- ・上記に付随する一切の業務

(2) 対象

調達対象物品は別添資料5 調達備品リストに示す備品とする。

(3) 要求事項

- ・調達備品リストに示す備品と同等品^{*}を選定すること。安全性及び耐久性などから変更が必要であると判断した場合には、提案すること。
同等品の判断は病院機構が行い、同等品でない場合には、PFI事業者の責任で変更すること。
- ・調達備品リストに示す数量を調達すること。ただし、事業契約後、設計業務等の結果、数量の変更が必要と判断した場合には、病院機構と協議し、変更後の数量を調達すること。
- ・別途定める日までに設置（据付工事を含む。）を完了し、調達備品リスト、備品配置計画及び引継書とともに引き継ぎ、所有権を病院機構に移転すること。
- ・設置に当たっては、移転引越業務と調整し、整合を図ること。
- ・調達備品リストの体裁、備品番号等の貼付方法などは病院機構の基準に従うこと。
※機能及び仕様が同等であり収納容量を確保すること。

9 移転引越業務

(1) 業務内容

- ・既存施設から仮病棟等並びに既存施設及び仮病棟等から新病院施設への物品に係る移転引越業務を実施すること。
- ・移設物品等の調査を実施し、移設物品、廃棄物品について病院機構の確認を受けること。
- ・移転引越計画書を作成し、病院機構の確認を受けること。
- ・移転引越計画を病院職員に周知すること。
- ・移設物品の識別、梱包（文書、消耗品類は病院機構が実施する。）、養生及び施設の養生などの準備業務を実施すること。
- ・移設物品の移送、所定の場所への設置（文書、消耗品類の収納は病院機構が実施する。）を行うこと。
- ・廃棄物処理業者（運搬及び処分）の選定^{*}及び業務遂行の確認
※PFI事業者は廃棄物処理業者を選定する。病院機構は選定された廃棄物処理業者（以下「選定処理業者」という。）と廃棄物処理委託業務契約を締結する。病院機構とPFI事業者は、選定処理業者と廃棄物処理業務委託費の支払の代行に関する契約を締結する。PFI事業者は選定処理業者による業務の実施を管理、確認しつつ、病院機構が選定処理業者に対して負担する委託費用について支払の代行を行うものとする。なお、廃棄物処理業者の選定には「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加登録業者名簿」の登録業者であること。（大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。）
- ・上記に付随する一切の業務（ダンボール箱、養生材の用意及び処分を含む。）

(2) 対象物品

移設対象物品は什器・備品、医療機器（分解・組立・調整が必要な機器は除く。）、文書・消耗品類とする。廃棄対象物品は什器・備品とする。

以下に示す移設及び廃棄物品は、本要求水準書公表時点における想定量であり、移設物品確定後、PFI事業者が実施する調査に基づき事業契約に定める日までに確定する。

(3) 移設及び廃棄物品

ア 什器・備品

別添資料7 移設及び廃棄備品等リスト参照

イ 医療機器

別添資料7 移設及び廃棄備品等リスト参照

ウ 文書・消耗品類

部門名 (既存施設)	A4ファイル長さ (m)	容量 (m ³)
外来診療部門	527.5	50.6
中央診療部門	360.3	34.5
作業療法センター※ (再掲)	70.8	6.8
管理部門	852.0	81.7
サービス・供給部門	15.0	1.4
成人病棟部門	425.2	40.8
第8病棟※ (再掲)	17.0	1.6
第10病棟※ (再掲)	150.0	14.4
児童部門 (松心園)	180.0	17.3
合計	2,360.0	226.3

※：主な先行撤去可能建築物

(4) 要求事項

- ・移転引越計画の策定に当たっては、病院各部門と事前に十分調整すること。
- ・移転引越業務実施に当たっては、事前に説明会を開催し、病院各部門に対し、日程、病院機構とPFI事業者との業務分担、作業上の留意点など、計画の内容について、周知すること。
- ・移転引越業務は、診察や療養の支障とならないように実施すること。なお、新病院への移転については、平成23年3月1日の開院に支障がないように実施すること。
- ・文書の取扱いに当たっては、散逸の防止、秘密の保持に留意すること。
- ・移転引越業務に当たっては、対象物品及び建物に損傷を与えないよう実施すること。破損・損傷を与えた場合には速やかに病院機構に報告し、修復、賠償などの措置をとること。
- ・廃棄物処理業者へ廃棄物品の数量を確認して引渡しを行うこと。
- ・廃棄物処理業者の運搬及び処分について業務が遂行されていることを確認すること。

第3 施設整備計画

1 計画要旨

以下の（1）から（5）の主旨を踏まえ、質の高い療養環境の整備を行うこと。

(1) 豊かな療養環境

- ・周辺環境と調和し、緑豊かでやすらぎのある療養環境の形成に配慮した計画とすること。
- ・利用者が気軽に来院できるよう、明るく、親しみやすいものとすること。
- ・利用者のプライバシーとアメニティを重視し、治療に専念できる環境が確保された計画とすること。

(2) 機能性

- ・全ての利用者の利便性・機動性を考慮し、機能的・効率的な施設計画とすること。
- ・明快な部門構成、動線計画とし、利用者にとってわかりやすい施設計画とすること。
- ・成人部門、児童思春期部門とも、幅広い精神疾患に対応するため、年齢別、対象患者別に、明確に区分された構成とすること。

(3) 柔軟性

- ・これから的精神医療を巡る環境や診療方針の変化、医療機器や情報システムの進歩などに柔軟に対応できる計画とすること。
- ・年齢別、対象患者別の構成区分は、利用者数の変化に応じ、流動的な利用が可能な計画とすること。

(4) 安全性

- ・利用者の日常生活の上での安全性及び衛生管理上の清潔環境が確保される計画とすること。
- ・大規模な災害に対する安全性が高く、災害に対する対応性が高い計画とすること。

(5) 経済性

- ・ランニングコスト、修繕費、更新費など総合的な見地から、ライフサイクルコストの低減を考慮した計画とすること。
- ・建築、設備、外構等総合的に省エネルギーに配慮した計画とすること。
- ・環境負荷の低減に努めた施設計画とすること。

2 建築計画

(1) ゾーニング

- ・機能的で明快なゾーン分けをし、安全でわかりやすい計画とすること。
- ・日照や眺望などに配慮した計画とすること。
- ・近隣の環境、日影、プライバシーに配慮した計画とすること。
- ・本館棟（外来診療部門、中央診療部門、サービス・供給部門及び管理部門）、成人棟（成人病棟及びサービス・供給部門）及び児童思春期棟の3棟で構成し、渡り廊下等で接続することを想定している。
- ・成人棟は、前面道路の騒音を避け、敷地内の南側の場所に配置すること。
- ・児童思春期棟は、植栽などにより1つのエリアを形成するなど、独立性の高い配置とし、

児童・思春期患者と成人患者との動線が交わらないようにすること。

- ・児童思春期棟と成人棟は、互いの視線の干渉や音声の伝播を緩和するため、棟間の距離の確保や開口部の向きなどに配慮すること。
- ・敷地周辺は、緩衝地帯として緑地帯などを設けること。
- ・主要施設のゾーニングは別添資料3 ゾーニング図のとおりである。

(2) 動線計画

- ・原則として歩行者と車両の動線を分離すること。
- ・成人棟から作業療法農園への動線、デイケアからデイケア農園への動線は、児童思春期棟エリアを通らないものとすること。

(3) アプローチ

- ・Aゾーンへの門は3か所とすること。
 - ①正門
 - ・来院者（自動車・歩行者）
 - ・救急車、バス、サービス関係車両
- ②児童思春期棟への歩行者専用門
- ③メンテナンス車両専用門
- ・主進入路は配置計画、周辺の道路状況など、総合的な観点から計画すること。
- ・本館棟エントランスには車寄せを設けること。
- ・児童思春期棟への歩行者専用通路は、他の来院者（自動車・歩行者）や車両動線と交錯せずに、児童思春期棟へアプローチできるようにすること。
- ・児童思春期棟前にはバスのりば（51人乗程度）を設けること。
- ・門の設置については、道路管理者、所轄警察署との協議を行うこと。路線バス停留所を移動する場合には、京阪バスとも協議を行うこと。

(4) 出入口

以下の出入口を専用で設けること。

雨天時の出入に配慮し、庇又は屋根を設けること。

ア 本館棟

- ・エントランス（玄関）
- ・入退院・夜間出入口（職員通用口兼用）
- ・救急外来出入口（救急搬送患者及び家族用）
- ・デイケア玄関ホール
- ・薬品納入口（検収室）

イ 成人棟

- ・本館棟・成人棟連絡通路（夜間・時間外出入口）
- ・緊急救急病棟出入口（措置入院出入口）
- ・霊安室出入口

ウ 児童思春期棟

- ・エントランス（玄関）

- ・通学用出入口（休日用家族出入口・屋外リハビリ用出入口兼用）

エ その他

- ・各建物の配置状況により、給食、機械設備関係その他サービスなどの搬出入用出入口を適宜設けること。

(5) 仕上げについての留意事項

仕上げについては、患者、利用者の安全性に配慮するとともに、以下の点に留意すること。

ア 床

- ・バリアフリーとすること。
- ・多数の患者などが往来するエントランスや廊下などについては、雨天時などの場合に、滑りにくく、乾きやすい素材を使用すること。
- ・床については、将来の変更を考慮した仕様（OA フロアの高さを配慮するなど）とすること。

イ 壁

- ・建物の外壁は、防汚機能を持つタイルなど汚れにくく、かつ汚れが落ちやすいもので、長く美観を保つことができるような素材を使用すること。
- ・患者の利用する内壁については、患者による破壊行為と自傷行為を想定し、十分な強度と汚れにくくかつ、汚れが落ちやすい素材を使用すること。なお、個室及び保護室については、弾力性のある素材を使用すること。
- ・患者の利用する内壁には、フックや柱の凹凸を避けるなど、受傷事故につながらないような構造とすること。

ウ 天井

- ・病室や諸室などの天井高は、特記なき場合には、事故防止などの観点から、概ね、2,700 mm 以上を確保すること。
- ・天井については、将来の変更を考慮した仕様（天井ふところの高さを配慮するなど）とすること。

エ 窓

- ・患者利用部分の外壁窓は、患者の飛び出し防止策を工夫すること。
- ・施設全体の外壁窓には、原則格子を設けないこととする。
- ・すべての開閉式外壁窓には、網戸を設置すること。

オ ガラス系材料

- ・各棟の外壁窓のガラスは、以下によること。
①1階など、外部から接近できる部分については、セキュリティ確保のため全て強化ガラスとする。
②2階以上で、患者が利用する部分は、強化ガラスとする。
③2階以上で、職員のみが利用する部分は、一般ガラスとする。
- ・患者が利用する内部建具、家具、間仕切などに使用するガラス系材料（ポリカーボネート等の樹脂系の透明材料を含む。）については、壊れにくいものを使用すること。
- ・各所の材質及び材料の厚さについては提案とするが、什器・備品などを投げつけても割れ

ないものとすること。

カ 扉

- ・諸室の扉の仕様は、諸室シートによる。
- ・病室の扉は、引戸とし、堅牢なものとすること。
- ・患者の転倒やけが及び扉の開閉時の指詰めなどを防止するように工夫すること。

キ トイレ、洗面・洗濯室

- ・患者が利用するトイレ及びブースの扉は、堅牢な素材を使用すること。鍵は、「施錠開放機能付」とすること。
 - ・便器や洗面器などの排水管は、物詰めに対して、容易に修復できるような構造とすること。
- ・外来の全ての車椅子トイレ（男女とも）には、チャイルドシートを設置すること。**

ク カーテン・ブラインド

- ・病室及び診察室など患者が利用するところはカーテン又はロールカーテンとすること。
- ・その他の部屋はブラインドとすること。
- ・カーテンレールは、天井直付方式を基本とすること。

ケ ネジ

- ・病棟内の諸室において、患者の行為により、各部位の取付ネジやボルトが、はずされないよう工夫すること。

コ 縊首行為の防止措置

- ・病棟内のトイレ、更衣室、シャワー室、浴室、洗面・洗濯室、談話室など、患者が1人になりやすい場所の窓、壁、天井、扉、手摺、カーテンレールなどは、縊首行為を防止する機能が付いた製品を使用するなど、縊首行為の防止措置を講じること。

(6) サイン計画

- ・総合案内板、各階案内板、室名、共用部室名、各種誘導（注意）板、案内表示盤、掲示板等のサインを必要な箇所に設けること。
- ・案内表示板については、デザインなどの統一性に配慮し、患者や家族などに分かりやすいものとすること。
- ・案内誘導表示は、患者や家族などが、目的の諸室に容易に行くことができるよう計画すること。
- ・診察案内、投薬案内、会計案内などの表示盤は、分かりやすく見やすいものとすること。
- ・児童思春期部門においては、年齢層に応じた色彩や図を用い、室名だけでなく禁止行為などについても分かりやすい表示とすること。
- ・国際ピクトグラムを使用すること。
- ・外来者が使用する施設については、日本語、英語の2ヶ国語標記とすること。
- ・外来者が使用する施設については、主要な案内対象を表記すること。

(7) 施錠管理システム

- ・マスターキーシステムとすること。
- ・新病院施設等全体には、グランドマスターキーを作成すること。
- ・病棟の主要な出入口、保護室の出入り口及び非常口は、電子錠とし、火災・地震など緊急

事態の発生を想定して、ナースステーション及び防災センターでの一斉解錠が可能なシステムとすること。

- ・扉の施錠は、自動施錠装置付錠前を原則とすること。
- ・個人情報が保管されているなど重要な諸室（カルテ室、医療記録室）については、電子錠を設置すること。

(8) その他

ア 自動販売機

- ・設置台数、設置場所については提案による。ただし、設置場所については、病院機構と協議すること。

イ 公衆電話など

- ・公衆電話などは以下の場所に設置すること。

公衆電話 (病院管理)	本館棟	2台
	成人棟各病棟	2台
	児童思春期部門（外来）	1台
	児童思春期部門（病棟）	3台
公衆電話 (売店管理)	売店前	1台
無線タクシー呼出電話（協）	本館棟	1台

- ・プライバシーを保護するため、患者が利用する際、話し声が漏れない構造とすること。
- ・公衆電話は、本館棟、成人棟各病棟、児童思春期部門の外来及び病棟、売店前それぞれ1台以上については、車椅子利用者の対応を考慮すること。

3 耐震計画

(1) 指定

- ・大阪府地域防災計画により、「特定診療災害医療センター」に指定されている。
- ・耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準および同解説」に準じること。
- ・採用する耐震安全性の分類は「病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設以外の施設」とし、以下のとおりとする。

：構造体 II類

：建築非構造部材 A類

：建築設備 甲類

(2) 要求事項

ア インフラ引き込みにおける耐震対策

建物導入部の配管には地震による震動時の地盤変位に追随できるような耐性のある材料を使用し、感震器連動緊急遮断弁などの安全対策を行うこと。

イ 電力の確保

電源は、商用電源及び非常用電源の2種を使用し相互間のバックアップ体制を確立するとともに、J I S T 1 0 2 2 病院電気設備の安全基準に基づくものとする。設備保守や更新時における継続的な電源供給と災害時の電源供給を確保すること。

ウ 通信・連絡網の確保

施設の活動に必要な通信機能を確保するため、防災無線の設置など通信網の途絶及び輻輳対策に配慮すること。なお、重要機器についてはバッテリー搭載型にするか、個別に無停電電源装置（U P S）でバックアップすること。

エ 給水機能の確保

- ・地震時の配管破断や漏水に備え、各水槽に震動緊急遮断弁を設置すること。
- ・ライフラインの途絶に備え、病院機能を最低限維持できる水の備蓄及び浄水装置を設置し、飲料水 7 日分、雑用水 7 日分を確保すること。
- ・給水車用の受入給水管、受水槽・直圧給水管部から採水可能な給水栓を設置すること。
- ・井水系統及び市水系統は相互に供給ができるように配慮すること。

オ 排水機能の確保

- ・ライフラインの途絶に対して排水ポンプは非常用電源系統とし、災害時、停電時においても、放流量を「官庁施設の総合耐震計画基準および同解説」に基づき確保すること。
- ・排水貯留施設は 7 日分を確保すること。

カ 空調機能の確保

- ・空調設備の重要度が高い諸室系統の熱源用エネルギーは、外部からのエネルギー供給が途絶した場合でも、直ちに空調設備を稼動するための熱源を確保できていること。重要度が高い室は諸室シートによること。
- ・備蓄量は、エネルギー供給の再開に要する期間又は補給が可能となる期間を想定し、適切な量を確保すること。想定が困難な場合は 3 日間程度以上とすること。

4 設備計画

(1) 電気設備

ア 受変電設備

- ・受電方式は電力会社配電線より、3相3線 6.6KV60HZ を電気・発電機室まで引込むこと。なお、予備配管（80Φ以上）を布設すること。
- ・受配電盤は、信頼性、保守管理を考慮して方式を検討するとともに、将来の変動などに対して、十分な容量、スペースを確保し、主要機器は、施設部分に支障をきたさず搬入できるようすること。
- ・変電機器は、オイルレスを図ると共に、低損失形変圧器とし、力率制御及びデマンド制御などに対応すること。
- ・受変電室は、病室や検査室などへの振動、騒音の影響に配慮し、浸水や鳥獣などが侵入できないよう、構造、位置を検討すること。
- ・既存病院施設への電力供給は、新病院施設等への移転などにより、病院機構がその使用を終えるまで確保すること。

イ 非常用発電機設備

- ・原則、空冷式で電気室に隣接した場所とする。ただし非常時の冷却水を確保出来る場合はこの限りではない。

- ・連続運転時間は、72時間以上とすること。
- ・発電機室については、耐火構造とし壁及び天井は吸音材仕上とし、また出入口には、甲種防火戸又は、乙種防火戸を設け、外壁に設けるガラリ及び直接外部に出す排気管は、その位置を十分検討し、できるだけ騒音を少なくすること。
- ・対象となる負荷は、「官庁施設の総合耐震計画基準および同解説」に規定する「甲類」に準ずる他、以下に示すとおりとすること。
 - 消防法及び建築基準法に規定する非常用電源が必要な負荷
 - 病院運営上必要な負荷

エレベーター用電源(半数以上)

厨房用電源(最低限食事を供給するのに必要なもの)

医療機器など

医療用、事務用などのコンピュータネットワーク電源など

③保安上必要な負荷

非常用発電機供給負荷一覧表（電灯コンセント負荷）

	部屋名	照明負荷 (%)	コンセント負荷 (%)
外来診療 部門	一般外来診察室	20	1個/室 以上
	処置室	50	50
	救急外来診察室	100	100
	廊下など	10 (救急部は50)	10 (救急部は50)
中央診療 部門	X線撮影室、CT室、操作室兼保管室	20	1個/室 以上
	検体検査・洗浄室	30	30
	執務室など	20	20
	廊下	20	1個/15~20m
管理部門	事務室、執務室	30	30
	廊下	10	1個/15~20m
サービス・ 供給部門	中央監視室	100	100
	厨房	50	50
	電気室・発電機室、ボイラー室・機械室	20	20
	廊下	10	1個/15~20m
各病棟 部門	保護室以外の病室	20	1個/室 以上
	保護室	30	1個/室 以上
	ナースステーション	100	100
	廊下	20	1個/15~20m
児童思春期 部門	保護室以外の病室	30	1個/室 以上
	保護室	50	1個/室 以上
	ナースステーション	100	100
	廊下	20	1個/15~20m
パブリック スペース	待合ホール、ロビー	10	1個/100m ²
	トイレ	0	不要 (ただし自動水栓用は必要)

注) 灯数が1以下の場合は1とすること。

ウ 蓄電池設備

蓄電池設備は、保守管理メンテナンス、用途及び寿命などを考慮して、使用用途毎に最適なシステムとすること。なお、重要機器についてはバッテリー搭載型にするか、個別に無停電電源装置（U P S）でバックアップすること。

エ 幹線・動力設備

幹線は、耐震性を考慮するとともに、将来の増改築を考慮した対応、保守点検時などにおける停電に対して、バックアップが可能な構成とすること。

オ 電灯設備

- ・照明器具は、原則として高効率省エネルギータイプの蛍光灯を主体とするが、場所や用途に応じて、白熱灯、H I D灯などを設置すること。
- ・保護室や個室、診察室など指定する諸室の照明器具には、破損防止のための保護カバーを設けること。
- ・各諸室の照度は、その部屋の用途、目的に応じて、J I S照度基準（中心値より上位）に準じた最適照度を設定すること。
- ・法規に則り誘導灯、非常用照明を設置すること。
- ・点滅方式は自動点滅や点滅区分の細分化などにより、省エネルギー及び医療的機能への対応を考慮したものとすること。
- ・病室、廊下、食堂・デイルームなどの照明は、省エネルギーを考慮してナースステーションからの集中制御が行えるようにすること。また、必要に応じてローカルスイッチを設置すること。
- ・保護室など指定する諸室においては、患者が触れないように室外から点滅できる方式とすること。
- ・病室や病棟廊下については、患者の夜間のトイレ使用や看護職員の巡回のため、常夜灯を必要な箇所に設置すること。
- ・医療上必要となる場所には、調光設備を考慮すること。
- ・屋外（外壁・ピロティ等）に設ける器具や湿気の多い場所（浴室・厨房等）に設ける器具の材質は防錆を考慮し、ステンレス製等とすること。

カ コンセント設備

- ・コンセントは、その部屋の用途及び目的に応じた形状、数量を設置すること。さらに将来の医療環境変化への対応を十分に見込んだものとすること。
- ・診療行為を行う場所のコンセントは、全て『JIS、T1022 病院電気設備の安全基準』で規定されている医療用配線器具を使用するとともに、電源種別、医療接地工事などについても、JIS 安全基準に基づき行うこと。
- ・病室や児童思春期部門においては、患者が指や異物を入れられないよう扉付きなどの安全対策を施したタイプのものを使用すること。
- ・厨房の電灯・コンセント、動力は参考WHM（積算電力計検定付）を設けること。
また、自動販売機のコンセント等にも参考WHM（積算電力計検定付）を設けること。
メーターは、販売機 1 台ごとに必要となる。

キ 電話設備

- ・引込みは、光ケーブルを検討すること。
- ・電話回線の引込みから交換機を経由し、必要場所への電話機の設置までPFI事業者が実施すること。
- ・電話機は諸室シートに示す室に設置すること。
- ・電話交換室には、交換器3台分のスペースを確保すること。ただし、設置は、機器2台分とすること。
- ・局線応答方式は、中継台方式、ダイヤルイン方式の何れでも可能とすること。
- ・各電話は用途に応じて、クラス分けを行えるようにすること。
- ・委託業者などが使用する電話は、課金装置により通話料を徴収出来るよう設備を設けること。
- ・必要に応じてモジュラージャックを配置すること。
- ・配線方式は、原則として、EPS内及び主要ルートは、ケーブルラック方式とし、それ以降は、配管方式とすること。

ク 電気時計設備

中央監視室に水晶発振式親時計(電波補正付き)を設置し、諸室シートに示す室に子時計を設置すること。なお、プログラムの修正はカード式とする。

ケ 拡声放送設備

(ア) 非常用放送設備

- ・防災センターに一般放送と非常放送兼用の増幅器を全館にスピーカーを設置すること。
- ・事務局の事務室に、リモコン放送設備を設置すること（大阪府立刀根山養護学校精神医療センターフ教室を含む。）。

(イ) ローカル放送設備

デイケア及び作業療法エリアには、それぞれ専用放送設備を設置すること。
なお、スピーカーはSC2-L3V0を基本とし、廊下はSC2-L3V3とすること。また、屋外等に設置するスピーカーについてはホーン型とし、中庭用5W、運動場用30W、体育館用15Wを原則とする。ただし、設計時に音圧レベル分布曲線を作成するなどして詳細を検討すること。

(ウ) 患者呼出設備

患者呼出用などの放送設備を、以下のとおり設置すること。

放送場所	放送エリア
医事事務室（受付・会計・執務）	総合待合ホール
薬局、調剤室	総合待合ホール
外来診察室1～5	診察待合ロビー
（X線検査）操作室兼保管室	X線検査エリア

(エ) 緊急通報システム

院内の全棟をエリア分けし、発信場所のエリアが特定できる無線方式の緊急通報システムを設けること。受信機は各ナースステーション、防災センター、デイケア執務室、事務局事

務室に設置し、他のエリアからの発報も表示できる機能を持たせること。

発信機は各病棟ごとに2台とし、腕時計やペンダントのように緊急時に操作し易く、携帯に便利なタイプとすること。

コ テレビ共聴設備

屋上に地上波及び衛星波の聴取が可能なようにアンテナを設置し、諸室シートに示す各室に設置した各共聴ユニットに至る配管配線並びに機器取付け調整を行うこと。設置する機器類は全て地上デジタル放送対応型とすること。

CATVを引き込むように配管設備を設置すること。

サ 映像情報(AV機器)設備

- ・次に示す各室にAV機器設備を設置すること。設置する機器の内容については、別添資料6 (AV機器リスト) に示す。

- ・AV機器を設置する部屋

視聴覚室（作業療法）、大会議室（講堂）、中会議室、研修室3、体育館

シ ナースコール設備

- ・病室、保護室、個室及び観察室のナースコール子機は、音センサー付きの天井埋込型マイク、スピーカーを設置すること。なお、ナースコールの親機は各棟のナースステーションに設置すること。

- ・トイレ及びシャワー室の必要な箇所については、埋込式のブザーを設け、廊下灯を設置すること。

- ・親機は、各病棟、外来などのナースステーションに設置すること。

ス インターホン設備

- ・院内の連絡用のインターホンを、以下の場所（テレビカメラ(録画機能付)付）及び諸室シートに記載された室に設置すること。

設置箇所	通話場所
正門	防災センター
児童思春期棟への歩行者専用門	児童思春期病棟ナースステーション
児童思春期棟通学用出入口	児童思春期病棟ナースステーション
緊急救急病棟出入口（措置入院出入口）	緊急救急病棟ナースステーション
救急外来出入口	救急外来受付
各病棟出入口（建物内）	各病棟ナースステーション

セ 投薬・診察・会計表示設備

- ・投薬などの表示盤を総合待合ホールに設置すること。
- ・表示方式は、プラズマディスプレイ方式又は液晶式とすること。
- ・操作盤は調剤室、診察室、事務室（受付・会計・執務）に設置することとし、それぞれの呼び出しに対応した表示ができるものとすること。

ソ 情報システム用配管設備

- ・新病院施設等内に、病院経営システム（財務会計、人事・給与、未集金システムなど）、情報系システム（行政文書管理システムなど）及び電子カルテシステムの導入を想定している（各情報システムの構築は、本事業の対象外 参考資料9を参照。）ため、これらの

情報システムの導入に必要な配管やケーブルラックを敷設すること。

タ 防災設備

(ア) 自動火災報知設備

- ・防災センターを避難階に設け、防災・防犯監視の拠点とすること。
- ・受信機は、R型受信機（総合操作盤）とし、副受信機を事務室や病棟各階のナースステーションに設置すること。
- ・消防機関に通報する火災報知設備（電話回線などを利用）を設置すること。

(イ) 防排煙制御設備

- ・建築基準法及び消防法に基づいて設置すること。

チ 雷保護設備

- ・建築基準法に基づいて、設置すること。

ツ 監視カメラ設備及びセキュリティ設備等

(ア) 監視カメラ

- ・外部（内部）からの破壊や侵入の防止及び院内の防犯のため、正門や児童思春期棟歩行者専用門、児童思春期棟通学用出入口、その他共有部分など、必要と思われる場所に、全体を見渡せるよう防犯用監視カメラ（電動ズーム式）を設置し、防災センター分割で監視（電子式録画）すること。なお、カメラの仕様は高感度、最低照度0.5ルクス以下、推奨照度5ルクス以下、電源同期、自動絞り広角レンズ付CCDカラーカメラとすること。

(イ) 観察カメラ

- ・保護室や児童思春期部門（臨床心理）プレイルームなど諸室シートに指定する室の天井に、患者観察用カメラを設置し、ナースステーションや観察室などで観察が行えるようすること。なお、グループ治療室、個別指導室、プレイルーム、訓練心理室、集団運動療法室は録画(8時間を想定)ができるようにすること。
- ・患者による破壊行為に留意し、設置箇所や設置方法を工夫するとともに、人権に配慮し、画像の照度や鮮明度の調節が可能なものを使用すること。
- ・(ア)監視カメラと(イ)観察カメラはシステムを分離すること。

テ 駐車場管理設備

- ・駐車場の機械管理設備を設置すること。

ト 屋外照明設備

- ・照明器具は原則として高効率省エネルギータイプを主体とする。(LEDでも可)
- ・駐車場、構内道路、歩行者通路、遊歩道、庭園など、必要に応じて適宜照明設備を設置すること。
- ・外灯は防犯上、機能上十分な照度を確保するとともに、必要に応じて点滅区分を分け、タイマー、センサーなどにより制御できるものとすること。

ナ 防災行政無線設備

現病院施設に設置されている防災行政無線設備の移設及び取付け（検査を含む。）を行うこと。

(2) 空調換気設備

ア 热源設備

(ア) 热源供給方式

- ・管理体制・経済性などを考慮し中央式を基本とすること。
- ・用途や運用上、性格の異なる諸室や系統は個別分散式とすること。

(イ) 热源方式

热源システムはライフサイクルコスト、維持管理の容易さ、災害時の信頼性に加え、次の項目について考慮し、最適なシステムを採用すること。

- ・エネルギー源は、経済性、安定供給性、環境特性（CO₂排出量、オゾン層破壊など）を考慮して選択とすること。
- ・環境負荷低減を考慮したものとすること。
- ・部分負荷効率を考慮したものとすること。
- ・保守管理の容易さ、更新性を考慮したものとすること。

イ 空気調和設備

快適性、安全性に加え次の項目について配慮し、最適なシステムを採用すること。

- ・方位による負荷変動、発熱機器、使用時間帯・頻度、用途など条件の異なる諸室群の最適な室内環境の維持
- ・汚染ゾーンから清潔ゾーンへの空気流入の防止
- ・空気清浄度の維持、臭気・有害物質の除去対策
- ・採用実績や信頼性

ウ 換気設備

- ・院内感染防止、臭気や汚染の拡散防止を考慮し、最適なものを選定すること。
- ・脱臭設備は諸室シートで指定する室への設置を基本とするが、換気のみでは臭気対策が十分でない他の諸室などについても設置すること。
- ・厨房排気は建物屋上での排気を原則とし、近隣や病室など他の室への臭気拡散についても配慮すること。
- ・自然換気システム等で省エネルギー対策をすること。

エ 排煙設備

- ・建築基準法、消防法に基づいて排煙設備を設置すること。
- ・自然排煙を基本とすること。
- ・機械排煙の系統は安全区画への避難経路確保や用途区画などについて考慮すること。

オ 自動制御設備

- ・各システムとの整合性、経済性及び操作性、電気設備との関連性を考慮し、各装置類の適正な制御を行うこと。
- ・中央監視装置で空調・衛生・電気設備などの集中監視制御を行うこと。各種設備機器などの最適化運転・監視、部門別の各種エネルギー使用量の計測及び統計処理、分析、診断ができる能力を備えること。

(3) 給排水衛生設備

ア 衛生器具設備

- ・節水型器具を原則とすること。
- ・衛生器具は諸室シートの指定を基本とするが、使用者の特性に応じてステンレス製衛生器具、水栓・大便器洗浄水の遠隔操作、押しボタン式洗浄、光電式センサーなど最適なものを選定すること。
- ・院内感染防止を考慮した衛生器具を適宜選定すること。

イ 給水設備

(ア) 水源

- ・井水及び枚方市水道水とすること。
- ・井水及び水道水は、上水、雑用水系統ごとの受水槽に給水できることとし、使用状況などにより、水源の切替えが可能なシステムとすること。
- ・水道水の引き込みは、水道水単独で利用する場合に対応した口径とする。
- ・引き込み等に対する、水道負担金も含むものとする。

(イ) 給水方式

- ・上水、雑用水の2系統給水とし、系統ごとに受水槽を設けること。
- ・上水系統：飲用、浴室、洗面、医療用、厨房用など
- ・雑用水系統：便所、散水用、冷却塔補給水、洗車など

ウ 排水設備

(ア) 屋内排水

- ・建物内の排水は汚水、雑排水、厨房排水の分流方式とすること。
- ・検体検査・洗浄室からの廃液処理は個別回収とすることから、これに係る排水設備は不要である。
- ・厨房排水は下水道放流基準に合致するよう適切な除害設備を設け、公共下水道へ放流すること。

(イ) 屋外排水

- ・屋外排水は汚水（雑排水を含む。）と雨水の分流方式とすること。

エ 給湯設備

- ・給湯方式は中央式を原則とし、貯湯槽（SUS444 製）は複数台設置すること。

オ 消火設備

- ・消防法、火災予防条例に基づいた消火設備を設けること。

カ ガス設備

- ・ガス供給箇所は安全性を考慮し、最小限の範囲とすること。

キ 医療ガス設備

- ・医療ガス設備は中央供給方式とし、酸素供給設備、圧縮空気供給設備、及び吸引設備を設けること。
- ・アウトレットの設置箇所は、付属資料II諸室シート凡例及び諸室共通事項によること。

ク 廉房設備

大量調理施設衛生管理マニュアル及びH A C C P*に基づく、衛生管理技法に準拠した設備とすること。

*Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析と重要管理点管理方式

(4) 昇降機設備

昇降機設備に関する条件は、次のとおりであり、具体的設備内容については、安全性及び効率性に配慮し、配置すること。

- ・大阪府福祉のまちづくり条例の整備基準に対応したものとすること。
- ・患者の特性を考慮した仕様及び制御システムとすること。
- ・地震管制、火災管制及び停電管制を設置すること。
- ・速度は、60m／min以上、大きさは15人乗り以上（寝台用）とすること。
- ・省エネルギー対応とすること。
- ・かご内に監視用カメラを設置し、防災センターで監視（録画）が可能な設備とすること。
- ・本館棟に2台以上、成人棟に4台以上、児童思春期棟に1台以上の昇降機を設置すること。
- ・リネン搬送用の昇降機は、寝台用の昇降機との兼用も可とする。
- ・昇降機については、乗り場押し鉗を鍵付とすること。

5 付属施設計画

(1) 大阪府立刀根山養護学校精神医療センター分教室

- ・児童思春期病棟より通学し、学習をする施設である。なお、通学は治療の一環であり、患者に通学である意識をもたせるため、別棟として配置を計画すること。
- ・内装等は精神的安らぎに配慮した仕様とすること。
- ・床はバリアフリーとし、廊下、教室はフローリングとすること。壁は弾力性のある仕様とすること。
- ・整備の内容については「第3 施設整備計画 1 計画要旨」から「4 設備計画」を適用する。

(2) 車庫

- ・救急車1台・乗用車3台・マイクロバス1台分を設けること。
- ・屋根、壁、扉（開け閉めが容易なシャッター等）を設けること。
- ・散水施設を設けること。

(3) 温室、屋外作業室等

ア デイケア農園内

- ・屋外作業控室（約20m²）を1棟設けること。（簡易組立ハウス程度 内線電話を設置）

イ 作業療法農園内

- ・温室（約100m²）を1棟設けること。（観葉植物栽培用 暖房設備を設置）
- ・屋外作業控室（約30m²）を1棟設けること。（簡易組立ハウス程度 トイレ・流し台付 内

線電話を設置)

- ・農器具庫等（約 17 m²）を 2 棟設けること。（簡易組立ハウス程度）

6 外構等計画

別添資料 3 ゾーニング図を元に次の点に留意して計画すること。

(1) 駐輪場

- ・自転車 132 台（平置）分を設けること。
- ・屋根付とすること。

(2) ごみ置場

- ・枚方市開発事業等の手続等に関する条例によること。
- ・悪臭等周りの環境に配慮した構造、機能とすること。（屋根付とし、再生ごみ等と分別して管理ができるようにすること。）

(3) 井水処理施設

- ・既設井戸を利用し、水処理のうえ、上水・雑用水系統へ供給する。
- ・上水系統へ供給する井水は、井水処理装置にて飲用に適するまで水処理すること。
- ・雑用水系統へ供給する井水は、井水処理装置にて雑用水に関する衛生上必要な措置を行うこと。
- ・参考資料 8 井戸関係資料の機器更新リストに示す、井戸ポンプ及び水処理装置等（水処理施設に必要な上屋等建築物を含む。）を更新すること。更新に際しては井水の供給が遮断されない計画とすること。
- ・井戸ポンプ及び井水処理装置は、新病院施設等完成後の井戸水の使用目的や使用量を反映したものとすること。
- ・既設井戸及び井水処理装置については、参考資料 8 井戸関係資料を参照のこと。
- ・現病院施設への井水の供給は、新病院施設等への移転などにより病院機構がその使用を終えるまで確保すること。

(4) 駐車場

- ・160 台分を設けること。（来院者・職員用・大阪府立刀根山養護学校精神医療センター一分教室用など含む。）
- ・車椅子使用者用駐車区画を設け、雨天時の乗降りに配慮すること。
- ・来客用 110 台分については、料金徴収システムで管理すること。なお、職員等駐車場 50 台分については、来客用とは分離した配置とすること。
- ・駐車場管理方法については、利用状況に配慮した機械管理設備とし、最適なシステムを提案すること。

(5) 構内道路

- ・正門より、本館棟（エントランス、救急外来出入口、薬品納入口）、成人棟（緊急救急病棟出入口、靈安室出入口）、児童思春期棟前バスのりば等への構内道路を設けること。また、サービス車輌の搬入等についても、正門より新病院施設等の各搬入口まで構内道路を設けること。

- ・構内道路の幅員及び構造等については、通行車輌に耐えうること及び病院内の環境に配慮した仕様とすること。
- ・施設の利用者が安全に移動できるよう、歩道と車道を分離すること。

(6) 排水施設

排水計画は、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に準ずる

ア 雨水排水計画

- ・現況の雨水排水は、敷地南東部のΦ600 の専用管、西側及び南側の私設管、府道枚方茨木線の排水管に排水している（参考資料 7 雨水排水計画資料参考資料）
- ・西側及び南側の排水管については、私設排水管であり、現況以上の排水を行わないこと。
- ・府道枚方茨木線への排水は勾配上他への排水が不可能な場合に限るなど、最小限に留めること。また新たな接続は行わないこと。
- ・南東部の排水管については、下記雨水流出抑制施設を設置することにより、引き続き使用可能である。
- ・雨水流出抑制施設を A ゾーンに 2,712 m³、B ゾーンに 1,662 m³を設置すること。技術基準は、枚方市要綱第 32 号「公共・公益施設における雨水流出抑制施設設置基準」に準ずる。既設の排水処理施設(旧浄化槽)を構造耐力の確認のうえ、雨水流出抑制施設として改修し再利用すること。なお、既設の排水処理施設（旧浄化槽）の上屋は外壁及び屋根を改修し（外壁は吹きかえ程度を想定）倉庫として利用できるように改修すること。（適宜、作り付けの棚等を設置すること。）
- ・上記排水管は、B ゾーン内はできる限り敷地南側に敷設すること。

イ 汚水排水計画

- ・当該敷地の北西部及び南東角に公共下水道があり接続可能である。
- ・現在接続している敷地南東角の公共下水道に接続しない場合は、廃止に伴う手続き及び工事が必要である。
- ・上記排水管は、B ゾーン内はできる限り敷地南側に敷設すること。

(7) 囲障・門扉など

ア A ゾーン

- ・敷地境界沿いには囲障及び門扉を設けること。
- ・府道枚方茨木線に接する部分及び B ゾーンとの境は、堅牢かつ高さ 2m 以上で乗り越えられない構造とすること。
- ・それ以外の部分は、高さ 2m 以上で侵入防止に配慮した構造のフェンスを設置すること。
- ・景観に配慮し、周辺家屋のプライバシーに配慮した構造とすること。
- ・正門、児童思春期棟への歩行者専用門、メンテナンス車両専用門に門扉を設けること。

イ B ゾーン及び C ゾーン

- ・敷地境界沿いには囲障及び門扉を設けること。
- ・B ゾーン及び C ゾーン周辺の囲障は、高さ 2m 以上の管理用フェンスを設置し、それぞれ門扉（幅 4m 以上）を 2ヶ所設けること。

(8) よう壁

- ・本建設工事、撤去工事に支障がなく及び崩壊の危険性がない既存のよう壁は原則として存置すること。撤去する際は、凹部を周辺の高低に考慮して埋め戻すこと。なお、撤去工事により発生した法面は、土砂流失防止、排水、防砂、防塵など、必要な処置を実施すること。
- ・新設する場合は枚方市開発事業等の手続等に関する条例によること。

(9) 植栽・緑地など

大阪府自然環境保全条例第31条の府有施設などの緑化の義務を満たすこと。

- ・敷地東側のBゾーンとの境界には、緑地を設けること。
- ・療養環境の向上の観点から、植栽・緑地・庭園・遊歩道などを適宜配置すること。
- ・植栽帯・緑地等には適宜散水設備を設けること。

(10) サイン

- ・案内板、施設名板、総合案内板、各種誘導（注意）板、掲示板等のサインを必要な箇所に設けること。
- ・案内表示板については、デザインなどの統一性に配慮し、患者や家族などに分かりやすいものとすること。
- ・国際ピクトグラムを使用すること。
- ・日本語、英語の2ヶ国語標記とすること。
- ・外来者が使用する施設については、主要な案内対象を表記すること。

(11) 農園

- ・本館棟のデイケア・作業療法からの通路を確保すること。
- ・デイケア農園（約700m²）及び作業療法農園（約2,300m²）は現況農園を存置し、それに手洗い、足洗い場及び散水設備を設けること。

(12) 運動場

- ・各運動場に散水設備を設けること。（対角線上に1ヶ所以上）
 - ア 緊急救急病棟等患者用運動場（緊急救急病棟、高度ケア1病棟患者用）
 - ・200m²程度とすること。
 - ・両病棟から専用の出入口を設けること。
 - ・屋上に設置する場合は、利用者の安全に配慮すること。
 - ・運動場周囲は、利用者以外の者の外部からの立入や物のやり取りができる構造とすること。
 - ・日照及び通風に配慮すること。
 - イ 成人棟患者用広場（ア以外の成人病棟患者用）
 - ・排水処理施設西側一帯を整地し、キャッチボール程度が可能な運動場（900m²程度）を設置すること。
 - ・デイケア農園と共に屋外トイレを設置すること。
 - ・埋蔵文化財試掘調査報告書の「ア部分」に該当するため、計画・工事に当たっては、遺構を破壊しないよう十分留意すること。

ウ 児童思春期棟患者用広場

- ・児童思春期棟の近傍で、成人棟から見えない位置に設けること。
- ・200 m²程度とすること。
- ・患者の安全に配慮した遊具（すべり台1基、鉄棒（4連）1基、ジャングルジム1基）を設けること。
- ・患児が登ったり、飛び超えたり、隙間から出られないように、2mのフェンスを周囲に設置するなど工夫すること。

(13) 消防水利

- ・Aゾーン及びBゾーン全てを半径120mの円で包含するように、公設消火栓、私設消火栓（又は防火水槽）を適宜設置すること。
- ・公設消火栓は150mmΦ以上、私設消火栓は75mmΦ以上の直圧給水管部分に設置し、地下式とする。
- ・Bゾーンを包含する消防水利はできる限りAゾーン内の消火栓及び敷地外の公設消火栓を利用すること。その際、フェンスで遮られている場合は、扉を設置（W：1.5m以上）するなど工夫すること。
- ・「枚方寝屋川消防組合開発行為に係る消防水利等に関する指導規定」を遵守すること。

(14) 国旗掲揚台

- ・正門周辺に国旗掲揚台（国旗及び病院機構旗の2旗を掲揚）を1基設けること。

7 建替計画

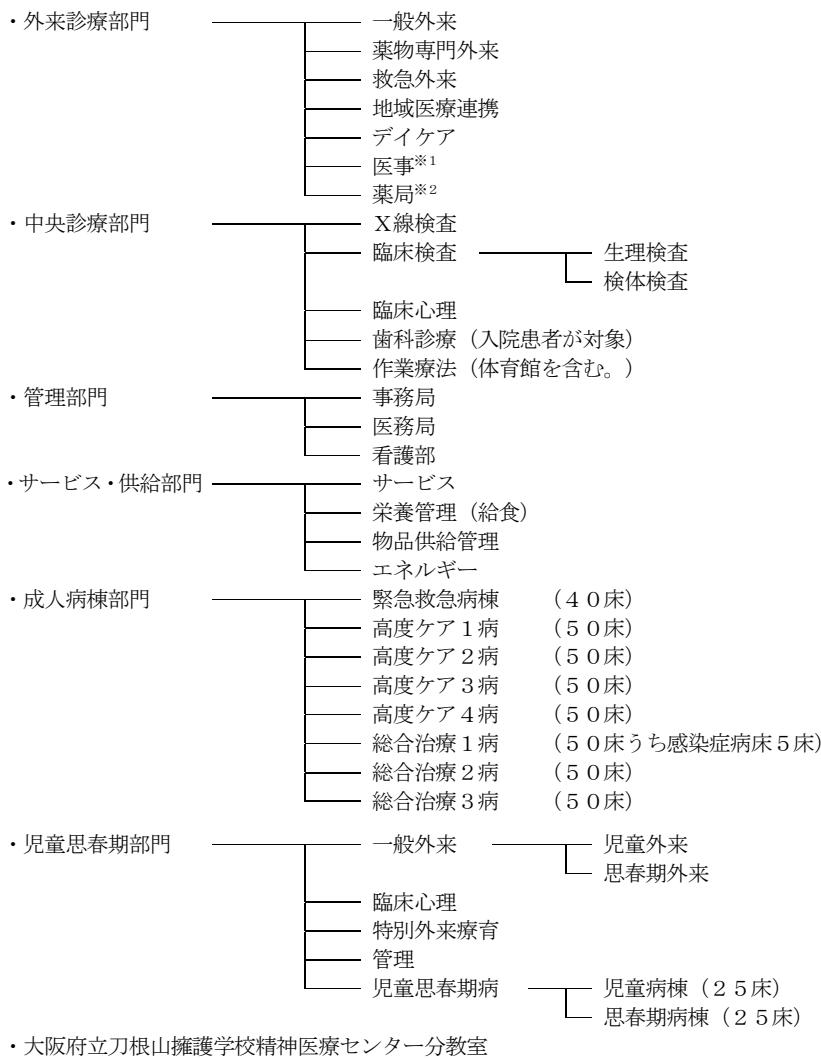
- ・Aゾーン及びCゾーン内に立地している既存の建物のうち、先行撤去できないもの及びBゾーンに立地する既存の建物などは、新病院の開院後に撤去すること。
- ・先行撤去する既存施設において、代替を必要とする機能は、新病院施設等の建設期間中、仮病棟などを建設（改修を含む。）して確保すること。先行撤去する既存施設及び時期は提案による。（別添資料4 仮病棟等想定計画図を参照）
- ・現病院の運営に与える影響を最小限にすること。
- ・電気及び給排水などの設備関係の切り廻しを適切に行うこと。
- ・仮設売店は光熱水費が算定できるようにすること。
- ・施設整備業務期間中を通して、外来者用、職員用の駐車場として130台分をA、B、Cゾーン内の空地を利用して確保すること。なお、駐車場を仮設で設ける場合は、簡易舗装及び仮排水施設を設けること。
- ・作業療法の農園及び、温室（それぞれの付属施設を含む。）は、施設整備業務期間中も施設の機能及び、現病院施設が安全に使用できるように通路等を確保すること。

第4 部門計画

各部門の機能概要、諸室構成及び他部門との連携に及び、部門内の諸室の機能や関連性の中で特筆すべき点について示す。なお、各室の詳細な内容については、別添の諸室シートを参照すること。

1 部門構成

以下に掲げる各部門を整備する。



※1 医事は病院管理学上、管理部門に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い外来診療部門とした。

※2 薬局は病院管理学上、サービス・供給部門（又は中央診療部門）に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い外来診療部門とした。

2 各部計画

(1) 外来診療部門

ア 一般外来

(ア) 概要

成人期の精神障害に関する一般診療や退院患者のアフターケアを行う。

(イ) 主な諸室構成

総合待合ホール、診察待合ロビー、ナースステーション、診察室1～5、

診察室後方通路、処置室、静養室、カンファレンスルーム、カルテ室

(ウ) 留意点

- ・一般外来は、診察・検査機能を円滑に行う配置とすること。(図5 外来診療部門の関係図を参照)
- ・総合待合ホール及び診察待合ロビーは、快適に、かつ、落着いて過ごせるよう工夫すること。
- ・総合待合ホールは、患者などが、受付や会計、薬の受け渡しを円滑に行える位置に配置すること。
- ・総合待合ホール、診察待合ロビーの各受付カウンターは、車椅子利用者にも配慮すること。
- ・ナースステーションは、診察待合ロビーだけでなく、待合ホール側からも分かりやすい位置に配置すること。
- ・診察室1～5は原則として、連続して配置すること。
- ・診察室1・2は、患者の問題行動に迅速に対応できるようナースステーションに近接した配置とすること。
- ・診察室後方通路は、診察室1～5及びナースステーションから直接出入りできるものとすること。

イ 薬物専門外来

(ア) 概要

薬物など中毒性精神疾患患者の一般診療や退院患者のアフターケアを行う。

(イ) 主な諸室構成

診察室、処置室

(ウ) 留意点

- ・薬物専門外来の診察室と処置室は、原則として、一般外来診察室1～5と連続して配置し、一般外来の診察待合ロビー、診察室後方通路を共有すること。
- ・診察待合ロビーは、原則として一般外来の患者と接触の少ないものとすること。

ウ 救急外来

(ア) 概要

緊急措置患者及び休日・夜間の救急患者の診察、治療を行う。

(イ) 主な諸室構成

前室、受付、診察室、リカバリー室

(ウ) 留意点

- ・外来患者や入院患者と接触頻度が少ない位置に配置すること。特に児童思春期棟の患者とは動線の交錯がない位置とすること。
- ・診察室で処置された患者を、他者の目に触れることなく成人棟へ搬送できる位置に配置すること。
- ・X線撮影や検体検査を行う場合があるため、X線検査や臨床検査の室と近接の位置関係とすること。

エ 地域医療連携

(ア) 概要

患者及び家族に対する各種相談を実施する。
患者が家庭や地域で自立した生活ができるように、自宅を訪問し支援する。

(イ) 主な諸室構成

地域医療連携室、資料室、面接室1・2

※Psychiatric Social Worker（精神保健福祉士）の略。

(ウ) 留意点

- ・面接室1・2は、連続するよう配置すること。
- ・面接室に近接して待合スペースを設けること。（診察待合ロビーと兼用可。）

オ デイケア

(ア) 概要

主に通院患者を対象に、退院患者の社会復帰支援と再発防止を目的として、生活訓練作業などを通じた治療を行う。

(イ) 主な諸室構成

玄関ホール、デイルーム※、作業活動室、手工芸室、集団治療室、診察・処置・静養室、面接室、執務室、会議室

※デイルームは、患者が食事や談話に利用する。

(ウ) 留意点

- ・デイルーム、作業活動室、手工芸室及び集団治療室は、デイケア患者が長時間すごす部屋であることから、採光や通風に配慮し、良好な環境となるよう留意すること。
- ・デイケア患者は、作業療法の視聴覚室、ADL室、陶芸室も利用するため、配置及び動線に配慮すること。

カ 医事

(ア) 概要

外来及び入退院患者の受付・会計・執務を行う。

(イ) 主な諸室構成

事務室（受付・会計・執務）、入院相談室

(ウ) 留意点

- ・医事は、成人外来、児童思春期外来の双方の業務に円滑に対応できる配置とすること。
- ・入院相談室は、緊急事態に備え、職員の目が届くよう事務室の中に設置すること。

キ 薬局

(ア) 概要

外来及び入院患者に対する薬剤業務を行う。

(イ) 主な諸室構成

調剤室、製剤室、薬品情報室（D I）室、薬局長室、執務室、薬品保管庫、検収室

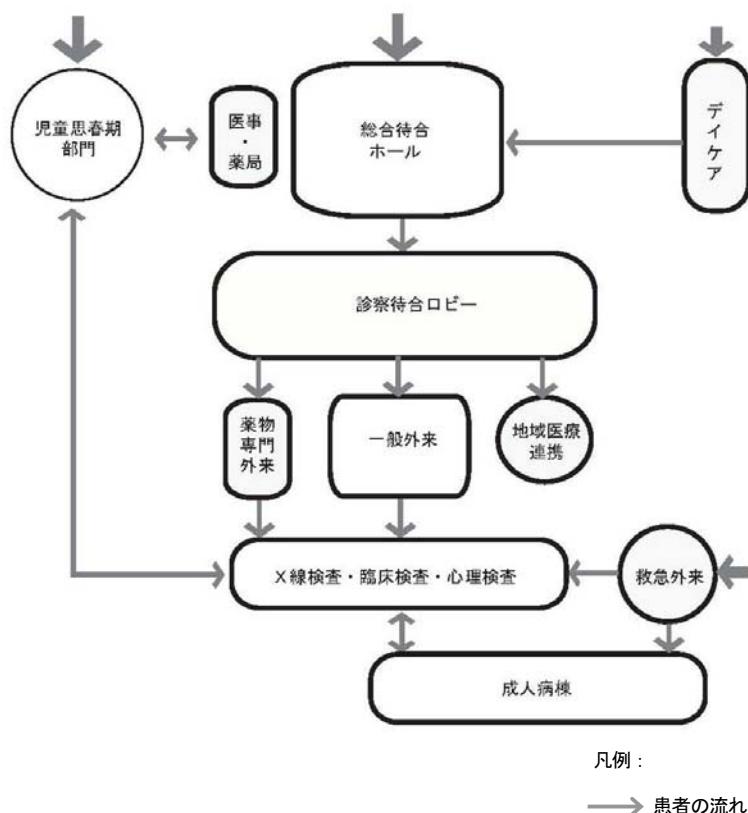
(ウ) 留意点

- ・外来患者への投薬は、院内処方を基本とし、院外処方を希望する患者に対しては、院外処方箋を発行する。
- ・薬局は、成人外来、児童思春期外来の双方の業務に円滑に対応できる配置とすること。
- ・検収室は、外部から薬品を搬入でき、検収後速やかに薬品保管庫へ搬入できる動線を確保すること。

ク 外来診療部門の関係図

上記ア～キに示した外来診療部門について、部門内及び他部門との関係を示したものが図5である。

図5 外来診療部門の関係図



凡例 :

→ 患者の流れ

(2) 中央診療部門

ア X線検査

(ア) 概要

X線による頭部、胸部、骨などの撮影、CT断層撮影などを行う。

(イ) 主な諸室構成

受付・執務室、X線撮影室、CT室、操作室兼保管室

(ウ) 留意点

- ・外来部門の利用が中心であるが、緊急外来と成人病棟部門及び児童思春期部門からの利用にも配慮した配置及び動線を工夫すること。
- ・患者はX線検査と臨床検査を一連の流れで受けことが多いので、患者の移動に配慮した配置とすること。
- ・X線撮影室、CT室、操作室兼保管室は、職員が移動しやすい配置とすること。

イ 臨床検査（生理・検体）

(ア) 概要

脳波、心電図などの生理機能検査及び検体（生化学・血液・血清・尿など）検査を行う。

(イ) 主な諸室構成

臨床検査(生理)：心電図室、脳波シールド室、脳波操作室、脳波検査前室

臨床検査(検体)：検体検査・洗浄室、採血室、採尿室、執務室、機材・資料保管室

(ウ) 留意点

- ・外来部門の利用が中心であるが、成人病棟部門と児童思春期部門からの利用にも配慮した配置及び動線とすること。特に心電図室と脳波シールド室は、児童思春期棟の患者も利用するため、原則として患者の動線が交錯しないよう配慮すること。
- ・患者は臨床検査とX線検査を一連の流れで受けことが多いので、患者の移動に配慮した配置を工夫すること。

ウ 臨床心理

(ア) 概要

心理テスト・心理療法・箱庭療法などを行う。

(イ) 主な諸室構成

心理検査室、心理療法室、プレイルーム※、執務室

※患者の行動観察、小集団療法などに使用する。

(ウ) 留意点

- ・臨床心理は、静かな環境で実施する必要があるため、配置に留意すること。

エ 歯科診療

(ア) 概要

入院患者の歯科診療を行う。

(イ) 主な諸室構成

診療室

(ウ) 留意点

- ・歯科の一般撮影は、診療室内のレントゲンユニットで行うが、パノラマ撮影は、X線撮影室で行うため、患者の移動に配慮した配置とすること。

オ 作業療法

(7) 概要

主に成人の入院患者を対象として、社会復帰や生活機能訓練を実施する。

(8) 主な諸室構成

創作活動室1～3、個別指導室、生活機能訓練室、視聴覚室、ADL室※、陶芸室、執務室、体育館（アリーナ、放送室）

※ “Activities of Daily Living”（日常生活動作）の略で、食事、風呂、トイレ動作などの日常生活活動の訓練を行う。

(9) 留意点

- ・作業療法は、成人病棟部門、児童思春期部門及びデイケア部門の患者が利用するので、各動線の交錯に配慮すること。（なお、各部門の患者は時間帯を区分して利用する予定。）
- ・患者の移動の際、施錠などにより、他部門へ入ることがないようにすること。
- ・視聴覚室、ADL室及び陶芸室はまとめて配置し、デイケアの患者も利用しやすい位置とすること。
- ・体育館は移動や運動による騒音が他に影響を与えないよう留意すること。

カ 中央診療部門の関係図

上記ア～オに示した中央診療部門について、他部門との関係を示したものが図6及び図7である。

図6 臨床検査の関係図

凡例：

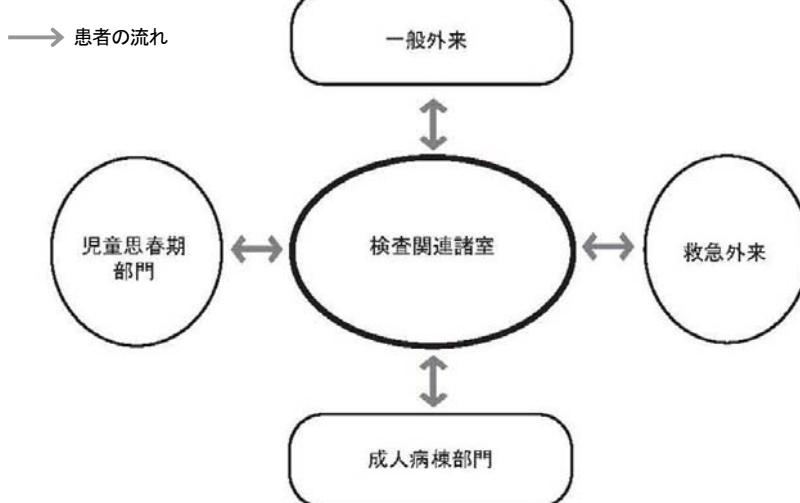
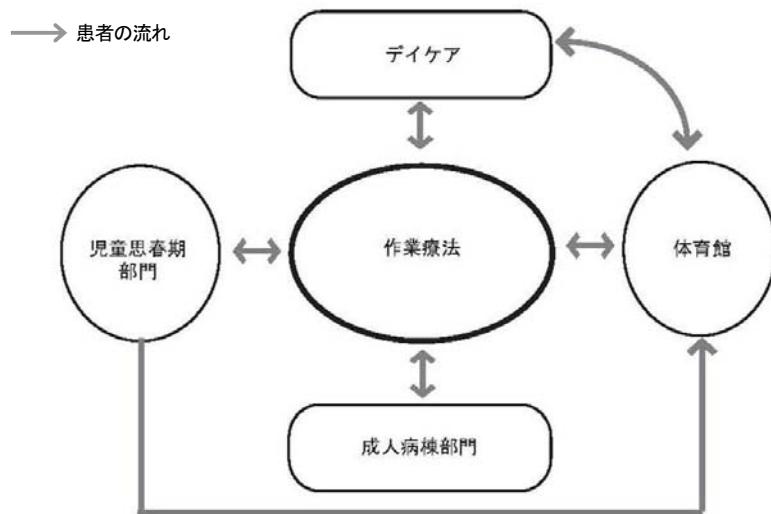


図7 作業療法の関係図

凡例：



(3) 管理部門

患者動線と交錯しないように配置すること。

ア 共通

(7) 概要

管理部門が共通して使用する。

(イ) 主な諸室構成

職員更衣室、職員休養室、給湯室、大会議室(講堂)、中会議室、小会議室、研修室、図書室、託児所、靈安室

(ウ) 留意点

- ・会議室や研修室は、外部からの利用を考慮し、エントランスからの円滑な動線に配慮すること。
- ・託児所（職員用）は、主動線から離れた場所に配置すること。
- ・靈安室は、患者などから目に触れない場所に配置すること。

イ 事務局

(7) 概要

新病院運営事務などを行う。

(イ) 主な諸室構成

院長室、副院長室、応接室、事務局長室、事務室、コンピュータ室、医療記録室、電話交換室

(ウ) 留意点

- ・院長室、副院長室及び事務局長室は、部外者が直接出入できないよう事務室からの入室

とすること。

ウ 医務局

(ア) 概要

医師の執務及び研究、それらに伴う会議などを行う。

(イ) 主な諸室構成

医務局長室、医務部長室、執務室、研修医室、研究室、ミーティング室、宿直室、研修医宿直室

(ウ) 留意点

・宿直室は、救急外来への動線が短い位置に配置すること。

エ 看護部

(ア) 概要

看護師の執務及び研究の他、看護実習生の教育などを行う。

(イ) 主な諸室構成

看護部長室、副看護部長執務室、宿直室、資料室、看護実習教官室、看護実習生教室、看護実習生更衣室

(ウ) 留意点

・宿直室は、救急外来への動線が短い位置に配置すること。

オ 委託関係

(ア) 概要

委託関係諸室

(イ) 主な諸室構成

S P C職員執務室、委託職員更衣室・控室、清掃職員更衣室・控室

(4) サービス・供給部門

ア サービス

(ア) 概要

患者や家族、職員などが利用する福利厚生施設

(イ) 主な諸室構成

売店、喫茶（提案による。）

(ウ) 留意点

・売店は、入院患者の利用が中心になることから、入院患者の利便性を考慮した配置すること。なお、売店付近には、売店で購入した飲料や軽食類を飲食できるスペースを設けること。また、近接して自動販売機を設置すること。

・喫茶は、診療の妨げとならないよう配置すること。

イ 栄養管理（給食）

(ア) 概要

栄養管理は、入院患者やデイケア（昼食）などへの給食業務のほか、患者やその家族に対する栄養指導などを行う。

(イ) 主な諸室構成

厨房等（提案による）、栄養指導室、執務室

(ウ) 留意点

- ・本要求水準書「III 第3 1 食事提供業務」に示す内容を実施するために必要な諸室及び設備、配置を提案すること。

（ウ） 物品供給管理

(ア) 概要

医療材料や消耗品などの管理、払い出し業務及び布団洗浄、使用済みリネンの集積、医療機材の滅菌消毒を行う。

(イ) 主な諸室構成

中央材料室、物品管理室、リネン集積室、リネン清潔室、布団洗浄室、医療廃棄物保管庫

(ウ) 留意点

- ・物品管理室は、外部からの物品搬入と本館棟、成人棟及び児童思春期棟への物品搬送が効率的に行えるよう、適切な場所に配置すること。
- ・物流動線と入院患者や外来患者などの動線が原則として交錯しないように配慮すること。

（エ） エネルギー

(ア) 概要

新病院全体のエネルギー供給や給排水設備に関する業務を行う。

(イ) 主な諸室構成

電気室・発電機室、ボイラー室・機械室、防災センター、中央監視室など必要な諸室の構成は提案による。

(ウ) 留意点

- ・建築設備などのメンテナンス、将来における機器の更新などに考慮すること。
- ・病棟や診療に関連する諸室などに騒音や振動、臭気などの影響が出ないような対策を講じること。

（5） 成人病棟部門

ア 病棟構成

- ・より重篤な症状の患者が入院する病棟を、より低層階に配置する。
- ・1 フロアー 2 看護単位とし、それぞれ他方の病棟での緊急事態に備える。
- ・病棟構成は、次のとおりである。

病棟名	形態	病床数	病棟を配置する階*
緊急救急病棟	混合	40床	1階
高度ケア1病棟	男子	50床	
高度ケア2病棟	混合	50床	2階
高度ケア3病棟	混合	50床	
高度ケア4病棟	混合	50床	3階
総合治療1病棟	混合	50床 (感染症病床5床を含む。)	
総合治療2病棟	男子	50床	4階
総合治療3病棟	混合	50床	

* 救急車などで搬送される救急患者を直接緊急救急病棟に受入可能な場合は、病棟の最下階を2階として

差し支えない。

イ 病室の構成

各病棟の病室の構成は以下のとおりである

	保護室A (室)	保護室B (室)	個室 (室)	2床室 (室)	4床室 (室)	合計 (床)
緊急救急病棟	10	4	6	2	4	40
高度ケア1病棟	12	4	6	2	6	50
高度ケア2病棟	7	2	7	3	7	50
高度ケア3病棟	7	2	7	3	7	50
高度ケア4病棟	7	2	7	3	7	50
総合治療1病棟	4	1	5	2	9	50
(うち感染症病床)	(2)		(3)			(5)
総合治療2病棟	3	1	6	4	8	50
総合治療3病棟	3	1	6	4	8	50
合 計	53	17	50	23	56	390

ウ 各病棟の主な諸室構成

保護室(A)、保護室(B)、個室、2床室、4床室、ナースステーション、診察室、処置室、観察室、面会室、面接室、カンファレンスルーム、汚物処理室、リネン室、食堂・デイルーム、パントリー、喫煙室、多目的室、談話室、私物保管庫、浴室、患者シャワー室、洗面・洗濯室、職員休憩室

エ 留意点

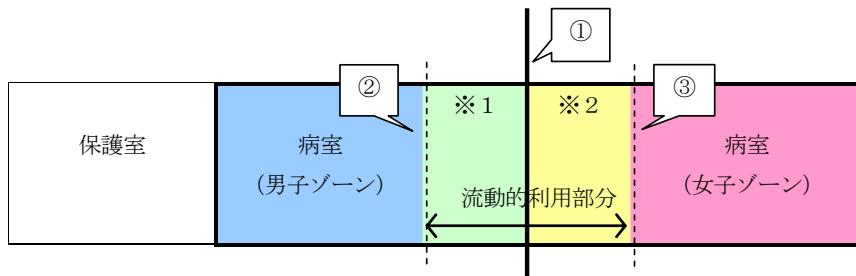
(共通事項)

- ・患者の人権や日照、通風、眺望などに配慮し、良好な療養環境の形成に努めること。
- ・冷暖房期間外にも良好な室内環境が維持できるよう配慮すること。
- ・各病棟の出入口は、ナースステーションから見通しの良い位置に設置すること。
- ・ナースステーションは、病棟全体を適切に管理するため、見通しが良く、各諸室に短い距離で行けるように配置すること。
- ・緊急時に安全かつ迅速な対応を行うため、原則として病棟突当り廊下としないこととする。
- ・緊急救急病棟及び高度ケア1病棟の患者専用の緊急救急病棟等患者用運動場を、両病棟に近接して設けること。なお、両病棟からの専用出入口を設けること。両病棟が建物の2階に配置される場合も同様とする。

(病室)

- ・保護室ゾーンは、緊急時の迅速な対応のためナースステーションに隣接させ、他の諸室とは分離・独立したエリアとすること。
- ・緊急入院や他部門からの応援に対応できるよう、共用部から直接保護室ゾーンに入れる出入口を設けること。
- ・保護室ゾーンのナースステーション側に、保護室ゾーンの患者がデイルームとしても利用できるスペースを確保すること。(通路との共用を可とする)
- ・将来の医療環境変化に備え、4床室を個室2室に改修可能な構造とすること。
- ・総合治療1病棟内に設ける感染症病床エリアは、エリア外への感染を防ぐ構造とすること。

- 男女混合病棟においては、病室を男子ゾーンと女子ゾーンとに分けて配置し、夜間は、男女ゾーン間の往来を遮断できるようにすること。入院患者の男女比率が変化した場合、一部の病室（個室及び2床室）について、男女の区分を流動化させて利用できるよう工夫すること。下図は、男女混合病棟について想定している内容を示したイメージ図である。



※1 男子ゾーンの病室としての利用を基本としながら、男女比率の変化によっては女子が利用する病室

※2 女子ゾーンの病室としての利用を基本としながら、男女比率の変化によっては男子が利用する病室

①：流動的利用がない場合の男女ゾーン間の境界

②：上の図の「流動的利用部分※1」が女子の利用する病室となった場合の男女ゾーン間の境界

③：上の図の「流動的利用部分※2」が男子の利用する病室となった場合の男女ゾーン間の境界

(他の諸室)

- 食堂・デイルームは、入院患者が多くの時間を過ごす場所であるため、ナースステーションから把握しやすい位置に配置するとともに、良好な環境を確保すること。
- 食堂・デイルームと多目的室は、移動間仕切の設置などにより、一体的に利用できるよう工夫すること。

(その他)

- 病室及び食堂・デイルームは以下の面積基準を満たすこと。

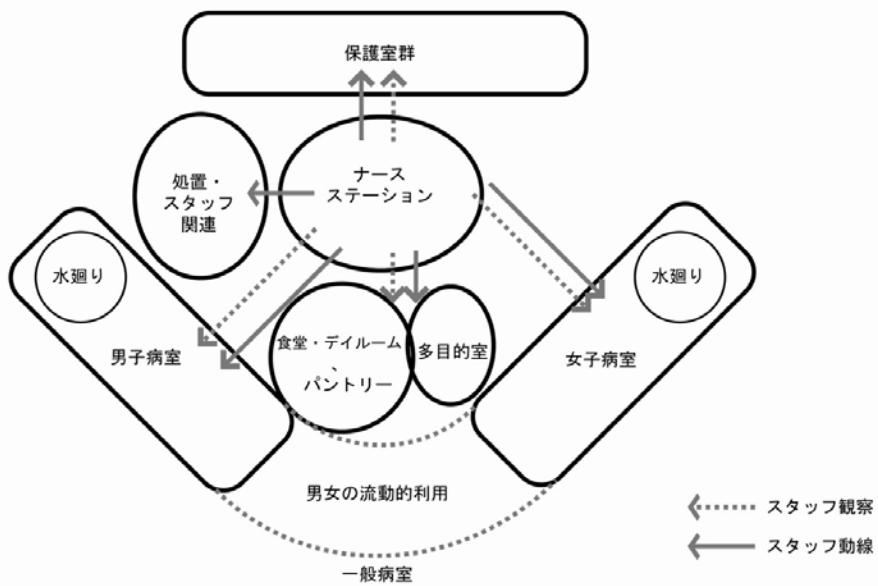
	面積基準	根拠
保護室A、B	10 m ² 程度 (病室部分トイレ部分を含む。)	厚生省公衆衛生局長通知 (昭和44年6月23日) 「精神病院建築基準の改訂について」
個室 2床室 4床室	8 m ² /床 (内法) 以上	社会保険診療報酬 「療養環境加算」施設基準
食堂・ デイルーム	0.5 m ² /床 (内法) 以上	社会保険診療報酬 「食堂加算」施設基準

※その他についても関連する法令や基準などの規定を満たすこと。

オ 成人病棟の関係図

成人病棟について、各病棟内の諸室の関係を示したものが、図8である。

図8 成人病棟の関係図



(6) 児童思春期部門

ア 共通事項

- ・患者の人権と、日照、通風、眺望などに配慮し、良好な療養環境の形成に努めること。
- ・冷暖房期間外にも良好な室内環境が維持できるよう配慮すること。
- ・児童思春期部門の機能は、外来（一般外来、臨床心理、特別外来療育、管理）及び病棟（児童病床、思春期病床）とし、成人棟及び本館棟から独立した建物とすること。
- ・明るく柔らかな雰囲気をもたらすとともに、利用する患者の年齢層に応じて内装を工夫すること。
- ・児童部門と思春期部門は原則として動線を分離すること。

イ 一般外来

(7) 概要

児童患者、思春期患者の精神障害に関する診療や退院後のアフターケアを行う。

(イ) 主な諸室構成

事務室（受付・会計・薬局）、カルテ室、思春期外来待合、児童外来待合、家族待合室、ナースステーション、診察室1～5、処置室、静養室、面接室1・2

(ウ) 留意点

- ・エントランスの出入口扉は、児童期の患者が容易に施設外に出られないような措置を講ずること。
- ・児童外来と思春期外来の場合は別々に設けることとし、距離を置いて配置すること。
- ・診察室は児童用3室、思春期用2室とすること。両者はナースステーションと処置室とを挟んで、分離した配置とすること。

- ・家族待合室は、児童外来待合に隣接させ、内部は子供が楽しめる雰囲気とすること。

ウ 臨床心理

(ア) 概要

臨床心理は、カウンセリングや心理テスト、箱庭療法などの行動観察により、患者の病状の把握を行う。

(イ) 主な諸室構成

プレイルーム、訓練心理室、観察室

(ウ) 留意点

- ・心理検査には静寂な環境が必要であるため、一般外来や特別外来療育、待合や療育部門の話し声や騒音などの影響が少ない位置に配置すること。

エ 特別外来療育

(ア) 概要

高度で専門的な通所療育訓練（治療と教育を合わせて行う）を提供する。

(イ) 主な諸室構成

集団運動療法室、グループ療法室、個別指導室、S S T室※、教材庫、集団治療室

※ “Social Skills Training”（生活技能訓練）の略で、主に思春期の入院患者の生活技能訓練や運動機能の回復訓練などに使用する。

(ウ) 留意点

- ・治療や学習・訓練などで長い時間を過すため、日照や眺望に配慮した配置とするなど、良好な環境の形成に努めること。

オ 管理

(ア) 概要

医師をはじめとしたスタッフが執務を行う。

(イ) 主な諸室構成

医療チーム室、スタッフルーム、会議室

(ウ) 留意点

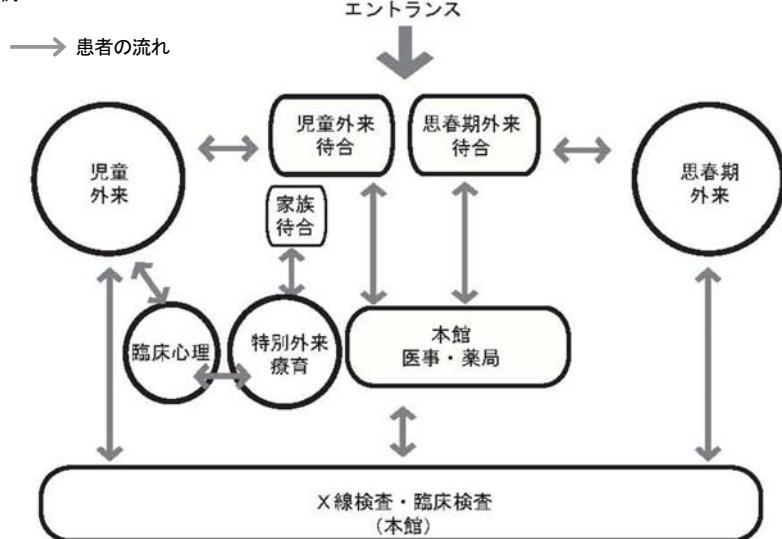
- ・患者との接触の少ない落ち着いた場所に配置すること。

カ 児童思春期部門（外来）の関係図

児童思春期部門の外来について、部門内及び他部門との関係を示したのが図9である。

図9 児童思春期部門（外来）の関係図

凡例：



キ 児童思春期病棟

(ア) 病棟構成

以下のとおりとする。

		保護室 (室)	個室 (室)	2床室 (室)	4床室 (室)	計 (床)	
児童思 春期病 棟	児童 病床	男	2	1	6	0	15床
	病床	女	1	3	3	0	10床
	病床	小計	3	4	9	0	25床
	思春期 病床	男	1	3	1	1	10床
	病床	女	2	3	1	2	15床
	病床	小計	3	6	2	3	25床
合計		6	10	11	3	50床	

(イ) 主な諸室構成

病室（保護室、個室、2床室、4床室）ナースステーション、小児科診察室、診察室、処置室、感染性疾患対応室、観察室、静養室、会議室、学習室、面会室、カンファレンスルーム、汚物処理室、リネン室、食堂・デイルーム、多目的室、パントリー、私物保管庫、浴室、洗面室、洗濯・乾燥室

(ウ) 留意点

- ・外来患者、入院患者とも、X線検査及び生理機能検査は本館棟の施設を利用するので、成人患者との交錯の少ない動線計画とすること。
- ・看護単位は児童病床、思春期病床あわせて1看護単位とすること。
- ・ナースステーションは、病室全体を適切に管理するため、見通しが良く、各諸室に短い

距離で行けるように配置すること。

- ・緊急時に安全かつ迅速な対応を行うため、病室に二方向から接近できるよう、廊下の形状を工夫すること。
- ・諸室の配置は、大きく保護室ゾーン、児童病床ゾーン、思春期病床ゾーン、看護諸室ゾーンの4つのゾーンで構成すること。さらに児童病床ゾーン、思春期病床ゾーンはそれぞれ、男女別エリアに区分すること。
- ・児童病床ゾーン、思春期病床ゾーン、さらにそれぞれの男女エリアは夜間の患者の往来を遮断できること。
- ・児童病床ゾーン、思春期病床ゾーンは、日中も患者の往来を遮断できること。
- ・病室は、入院患者の男女比率や病状に応じ、個室を流動的に利用することを想定している。病室の配置、夜間のエリア間の隔壁は、その運用に対応したものとすること。
- ・救急外来からの入院患者は、児童病床ゾーンを通らずに、思春期病床ゾーンに直接行けるようにすること。

保護室を除いた病室の男女流動的利用の状況は次のとおりとする。

〈児童病床〉

男子エリア							女子エリア					
2 床室	2 床室	2 床室	2 床室	2 床室	2 床室	1 床室	1 床室	1 床室	1 床室	2 床室	2 床室	2 床室
← 流動的病室利用 →												

〈思春期病床〉

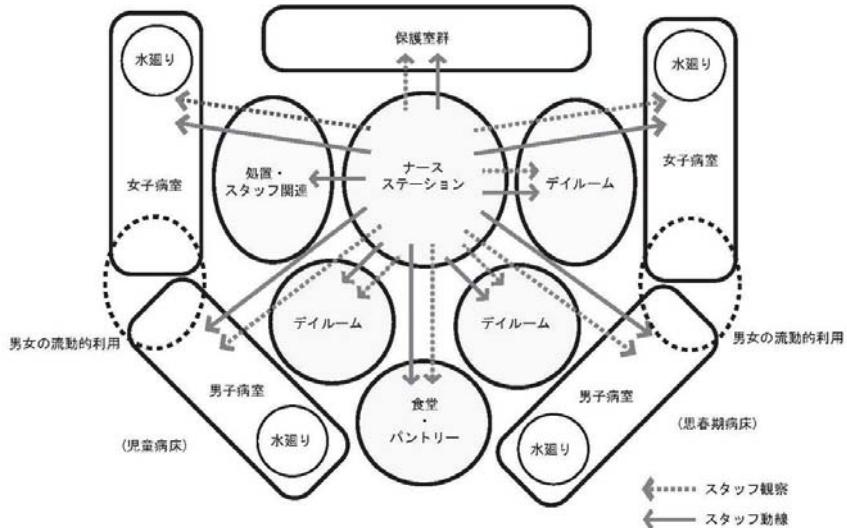
男子エリア						女子エリア					
4 床室	2 床室	1 床室	2 床室	4 床室	4 床室						
← 流動的病室利用 →											

- ・食堂・デイルームは、入院患者が多くの時間を過ごす場所であるため、ナースステーションから把握しやすい位置に配置するとともに、良好な環境を確保すること。

ク 児童思春期病棟の関係図

児童思春期病棟について、病棟内の諸室の関係を示したものが、図 10 である。

図 10 児童思春期病棟の関係図



(7) 大阪府立刀根山養護学校精神医療センター一分教室

- 詳細は、諸室シートを参照すること。

III 維持管理・医療関連サービス業務等要求水準

本章は、次に示す維持管理業務、医療関連サービス業務及びその他業務（以下「維持管理・医療関連サービス業務等」という。）について、その要求水準を示すものである。

要求水準は、維持管理・医療関連サービス業務等全体に係る共通事項（以下「共通事項」という。）及び各業務に係る個別事項（以下「個別事項」という。）から構成される。

維持管理業務	建築物保守・点検、修繕・更新業務	平成 22 年 12 月 1 日より業務開始
	建築設備保守・点検、修繕・更新業務	
	外構保守・点検、修繕・更新業務	
	環境衛生管理業務	
	警備業務	
	植栽管理業務	
医療関連サービス業務	食事提供業務（政令 8 業務）*	平成 23 年 3 月 1 日より業務開始
	医療ガス保守点検業務（政令 8 業務）*	
	洗濯業務（政令 8 業務）*	
	医事業務	
その他業務	電話交換業務（夜間・休日）	平成 23 年 3 月 1 日より業務開始。ただし、売店運営業務については平成 20 年 9 月 1 日より業務開始
	利便サービス提供業務	

*医療法施行令第 4 条の 7 に定める業務

第1 共通事項

1 対象施設

別添資料2 敷地図に示す「建設用地」に存する一切の建築物、外構施設等とし、本事業において整備した以外のものを含むものとする。ただし、解体撤去する既存施設や先行撤去する既存施設の代替機能を確保するために建設した仮病棟等は除く。

2 業務計画書等の作成

PFI事業者は、以下に示す仕様書及び計画書を、それぞれ記載の時期に、病院機構に提出し、確認を受けること。なお、変更が生じた場合は、必要事項を修正し、速やかに病院機構に提出し、確認を受けること。

(1) 業務仕様書

業務範囲、業務内容、業務時間、業務従事者、遵守事項、衛生管理、使用施設及び経費負担など維持管理・医療関連サービス業務等の仕様について記載したものを基本設計終了時に提出すること。

(2) 長期業務計画書

建築物保守・点検、修繕・更新業務、建築設備保守・点検、修繕・更新業務、外構保守・点検、修繕・更新業務及び植栽管理業務について、事業期間にわたる業務実施計画（年単位で実施予定業務の概要を示したもの）を記載したものを業務開始6か月前までに提出すること。

(3) 年間業務計画書

全ての維持管理・医療関連サービス業務等について、年度（4月から翌年3月末日まで）のスケジュール（月単位で実施予定業務の概要を示したもの）を、前年の10月末日（当日が休日の場合は、その直後の平日とする。）までに提出すること。なお、初年度は別途定める時期までに提出すること。

削除：1

(4) 業務実施計画書（業務マニュアル）

維持管理業務、医療関連サービス業務及び電話交換業務（夜間・休日）について、業務の実施方法、実施手順、管理基準、記録及び報告方法等を具体的に定めたもので、業務実施のマニュアルとなるものを、別途定める時期までに提出すること。

なお、本計画書作成に当たっては、事前に病院機構と協議すること。医療法施行令第4条の7に定める8業務については、業務案内書、標準作業書を利用することも可とする。

削除：（以下「政令8業務」という。）

(5) 作業計画書

業務実施計画書で定める作業について、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲及び検査方法等を記載したものを別途定める時期までに提出すること。

なお、診療・療養や周辺環境に影響を与えるおそれのある作業は、事前に病院機構と協議するとともに、実施中は実施状況について、連絡・報告を行うこと。

3 記録の作成、提出、保管及び提示

PFI事業者は業務実施計画書の定めに従い、記録の作成、提出及び保管を行うこと。病院機

構が記録の提示を求めた場合（病院機構に提出すべき記録以外の記録を含む。）は速やかに提示すること。

4 業務実施報告書の提出

全ての維持管理・医療関連サービス業務等について、当該月における業務の実施状況、点検・作業の結果などを記載した報告書を作成し、翌月の5日（当日が休日の場合は、その直後の平日とする。）までに、病院機構に提出し、確認を受けること。

5 費用負担

- ・維持管理業務、医療関連サービス業務及び電話交換業務（夜間・休日）の実施に要する費用（蛍光灯などの消耗品、事務用品、業務を実施する部屋で使用する備品及びその他を含む。）は、個別事項に特記するものを除き、対価に含める。
- ・光熱水費については、病院機構の負担とし、対価には含めない。ただし、食事提供業務に係る光熱水費は対価に含めること。使用に当たっては効率的な使用に留意すること。
- ・利便サービス提供業務に要する費用は（個別事項に記載の内装工事、メーターを含むそれ以降の設備等を含む。）、PFI事業者が負担することとし、本事業の対価には含めない。（ただし、本体工事（外周壁の仕上げ、自動ドア、メーターまでの設備配線・配管及び消火設備工事）はPFI事業に含む。）

6 施設使用料

業務実施のために必要な諸室の使用料は、利便サービス提供業務を除き、徴収しない。ただし、設計に当たっては、効率化に配慮すること。

7 開院準備期間の業務

- ・維持管理業務に係る業務内容については、PFI事業者の提案に基づき病院機構と協議し決定する。
- ・医療関連サービス業務、電話交換業務（夜間・休日）及び電子カルテシステムの運用については、PFI事業者は病院機構が実施するリハーサル業務に協力するとともに、習熟訓練、必要な準備作業を実施し、開院に支障のないようにすること。

8 その他

- ・PFI事業者は、PFI事業者が専ら使用する次の諸室の清掃（日常清掃及び定期清掃）を実施し、常に清潔に維持するとともに、整理整頓に留意すること。
(守衛室、委託職員更衣室、委託職員控室、SPC職員執務室、リネン集積室、リネン清潔室、布団洗浄室、中央監視室、防災センター、委託職員控室、委託職員トイレ)

第2 維持管理業務に係る個別事項

1 建築物保守・点検、修繕・更新業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する建築物（建築設備及び外構を除く。）保守・点検、修繕・更新業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	点検	建築物の点検 ^{※1}		○
②	保守	建築物の保守		○
③	修繕	建築物の修繕		○
④	更新	建築物の更新		○
⑤	記録の作成・報告	上記業務の記録の作成・報告		○
⑥	図書管理	工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、保守・点検関連の記録などの保管・管理		○
		取扱説明書、保証書などの保管・管理		○

※1 法令点検並びに付隨する手続き及び届出等（これらに係る費用を含む。）を含む。

(2) 対象建築物等

「第1共通事項 1 対象施設」で定めた施設に係る建築物（建築設備及び外構施設等を除く。）とする。

(3) 要求事項

- 次の「主な対象部分」について、「主な留意点」に基づき、保守、点検、修繕及び更新を実施し、実施設計図書に定められた建築物の機能及び性能を保つこと。具体的な対象部分は実施設計図書による。

主な対象部分	主な留意点
内壁、外壁 (仕上げ材、塗料・塗材、シーリング等)	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ材や塗料に浮き・剥落・ひび割れ・破損・変形・錆付き・腐食・チョーキング・エフロレッセンスの流出等がないこと。 漏水・かび等の発生がないこと。
床(仕上げ材等)	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ材に浮き・はがれ・ひび割れ・腐食・極端な磨耗等がないこと。 その他、各スペースの特性に応じた利用に支障がないこと。 防水性を要する部屋においては、漏水がないこと。
屋根(防水、屋根葺き材、笠木、手摺、樋等)	<ul style="list-style-type: none"> 漏水がないこと。 ルーフドレン、樋等が詰まっていること。 金属部分に錆び、腐食がないこと。 仕上げ材に割れ、浮きがないこと。
天井・内装 (仕上げ材、塗料・塗材、	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ材や塗料に浮き・剥落・ひび割れ・破損・変形・錆び付き・腐食・チョーキング・エフロレッセンスの流出・汚れ等がないこと。 ボード類にたわみ、割れ、外れがないこと。

クロス 等)	・機密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、かび等の発生がないこと。
建具(扉・窓・窓枠・シャッター・可動間仕切り等)	・がたつき・緩み等がなく、可動部がスムーズに動くこと。 ・所定の水密性・気密性・遮断性が保たれていること。 ・各部にひび割れ・破損・変形・仕上げの変退色・劣化・錆付き・腐食・結露やかびの発生・部品の脱落等がないこと。 ・自動扉・電動シャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
階段、スロープ	・通行に支障・危険がないこと。 ・仕上げ材や手摺等に破損・変形・緩みがないこと。
手摺	・ぐらつきがない等機能に問題がないこと。

- 点検内容、頻度等は、建築保全業務共通仕様書に準拠し適切な項目・頻度とすること。
- 診療・療養に支障をきたす問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じること。
- PFI事業者以外に委託する清掃業者と十分な連携を図ること。
- 病院機構は、事業期間終了の1年前に、第三者（SPC及びSPC関連業者を除く。）による劣化診断（BELCA*建築仕上診断技術者の資格を有するものによる。）を行い、施設の性能・機能の状態を調査する。PFI事業者は、調査の結果、事業期間内に修繕・更新が発生すると診断された項目について、事業期間内に修繕・更新を実施すること。

*BELCA：社団法人 建築・設備維持保全推進協会

(4) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(5) 参考資料

本業務に係る参考資料はない。

2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する建築設備保守・点検、修繕・更新業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	点検	設備の点検 ^{※1}		○
②	保守	設備の保守		○
③	修繕	設備の修繕		○
④	更新	設備の更新		○
⑤	運転・監視	設備機器の起動・停止		○
		運転状況の監視又は計測・記録		○
		設備機器の制御、設定値調整等		○

⑥	清掃	受水槽、汚水槽、フィルター清掃等設備保守に付随する清掃 電気室・発電機室、ボイラー室・機械室及び設備関係諸室の清掃		○
⑦	記録の作成・報告	上記業務の記録の作成・報告		○
⑧	図書管理	工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、保守・点検関連の記録などの保管・管理		○
		取扱説明書、保証書などの保管・管理		○

※1 法令点検並びに付隨する手続き及び届出等（これらに係る費用を含む。）を含む。

保守・点検に必要な測定業務（冷却水の水質測定等）を含む。

(2) 対象設備

「第1共通事項 1 対象施設」で定めた施設に係る設備とする。

(3) 要求事項

- 次の「主な対象部分」について、「主な留意点」に基づき、保守、点検、修繕及び更新を実施し、実施設計図書に定められた建築設備の機能及び性能を保つこと。ただし、既存の設備については、維持管理業務開始時の機能及び性能とする。具体的な対象部分は実施設計図書による。

主な対象部分	主な留意点
照明	<ul style="list-style-type: none"> 照明、コンセント等が常に正常に作動すること。
動力設備、受変電設備、自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく正しく作動すること。 照明器具、コンセント、その他電気機器へ安定して電力を供給できること。 配電設備へ安定して電力を供給できること。 非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できること。
通信（電話、情報配管、テレビ共聴設備）	<ul style="list-style-type: none"> 正常に呼出・モニター確認ができること。 非常に確実に作動すること。
中央監視設備	<ul style="list-style-type: none"> 情報が正確に伝達・表示・計測・記録されること。 機器の操作、制御等が確実に実施できること。
上水の供給	常に用途に適した水質及び水量を安全で衛生的に供給できること。
排水（トイレを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 溝、排水管、汚水管、排気管、下水溝等は漏れがなく、腐食がないこと。 排水がスムーズに流れ、悪臭がないこと。
給湯	用途に適した温水を衛生的に供給できること。
衛生設備	衛生的かつ正常に機能すること。
都市ガス	安全にガス器具等へ供給できること。
空調、換気、排煙	<ul style="list-style-type: none"> 必要な整備、調整を行い所要の性能・機能を確保すること。 フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能を確保すること。
エレベーター設備	<ul style="list-style-type: none"> 必要時に適切に作動すること。 監視装置は常に正常に作動すること。
防災設備	非常に確実に作動すること。また、通常時は誤作動のないこと。
防火設備	非常に確実に作動すること。
避雷設備	落雷時に正常に機能すること。
消火設備	火災時に支障なく作動あるいは使用できること。

- ・点検内容、頻度等は建築保全業務共通仕様書に準拠し適切な項目・頻度とすること。
- ・運転・監視は24時間、365日実施すること。
- ・診療・療養に支障をきたす問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じること。
- ・室内温度・湿度・稼働時間等を適切に管理し、エネルギー使用の適正化を図ること。
- ・予防保全に基づく保守、点検、修繕及び更新を実施すること。
- ・病院機構は、事業期間終了の1年前に、第三者（SPC及びSPC関連業者を除く。）による劣化診断（BELCA 建築設備診断技術者の資格を有するものによる。）を行い、施設の性能・機能の状態を調査する。PFI事業者は、調査の結果、事業期間内に修繕・更新が発生すると診断された項目について、事業期間内に修繕・更新を実施すること。

(4) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(5) 参考資料

本業務に係る特記事項はない。

3 外構保守・点検、修繕・更新業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する外構保守・点検、修繕・更新業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	点検	外構施設等の点検※1		○
②	保守	外構施設等の保守		○
③	修繕	外構施設等の修繕		○
④	更新	外構施設等の更新		○
⑤	清掃	外構施設等の清掃※2		○
⑥	記録の作成・報告	上記業務の記録の作成・報告		○
⑦	図書管理	工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、 保守・点検関連の記録などの保管・管理		○
		取扱説明書、保証書などの保管・管理		○

※1 法令点検並びに付随する手続き及び届出等（これらに係る費用を含む。）を含む。

※2 建物周辺の清掃及び外部建具、外壁、屋根を含む。

(2) 対象施設

「第1共通事項 1 対象施設」で定めた施設に係る外構施設等とする。

(3) 要求事項

- ・次の「主な対象部分」について、「主な留意点」に基づき、保守、点検、修繕、更新及び清掃を実施し、実施設計図書に定められた外構施設等の機能及び性能を保つこと。ただし、既存の外構施設等については、維持管理業務開始時の機能及び性能とする。具体的な対象

部分は実施設計図書による。

主な対象部分	主な留意点
井水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 既設井戸を継続使用し、上水系統は井水処理装置にて飲用に適するまで処理し、雑用水系統は雑用水に関して衛生上必要な措置を行い、所定の水量を供給できること。 定期的に源泉及び処理水の水質分析、計量を行い、適正な水質、水量で供給されていることを点検すること。 常に衛生的な上水が遮断されることなく供給されるよう、井水処理設備の薬品補給、逆洗、汚泥処理、井戸洗浄、水槽類の清掃などを計画的に行い、劣化・故障機器の更新・修理、市水からのバックアップ給水装置などを適切に維持管理すること。 源泉の水質悪化、湧出量減少や井戸本体の異常が見られたときには遅滞なく病院機構へ報告を行うとともに、対応策を協議すること。 井戸の使用水量を減ずるよう努めること。 井戸水の採取量を毎日計測し、枚方市公害防止条例地下水採取量報告書を作成すること。 井水処理システム・機器類の詳細は、別添資料9 井戸関係資料を参照のこと。
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> 枠や管のつぶれ、沈下がないこと。ごみ、枝葉、泥などの詰まりがないこと。 排水溝などに落ち葉などが堆積していないこと。
門・囲障	<ul style="list-style-type: none"> 腐食、風化などの劣化による傾き、転倒などがないこと。 鉄部の塗装に色あせ、剥がれ、腐食等がないこと。 門扉の開閉及び施錠に支障がないこと。
舗装等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が安全に利用できること。 良好な排水性能が確保されていること。 駐車場のマーキングは識別できる状態であること。 ごみなどがないこと。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 腐食、亀裂、傾きなどがないこと。

- 点検内容、頻度等は建築保全業務共通仕様書に準拠し適切な項目・頻度とすること。
- 診療・療養に支障をきたす問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じること。
- 病院機構は、事業期間終了の1年前に、第三者（SPC及びSPC関連業者を除く。）による劣化診断（BELCA 建築仕上診断技術者の資格を有するものによる。）を行い、施設の性能・機能の状態を調査する。PFI事業者は、調査の結果、事業期間内に修繕・更新が発生すると診断された項目について、事業期間内に修繕・更新を実施すること。

(4) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(5) 参考資料

本業務に係る参考資料はない。

4 環境衛生管理業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する環境衛生管理業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容	業務担当主体	
	病院 機構	P F I 事業者
① 環境測定		
水質測定	井水（上水系、雑用水系）※1 排水	○ ○
ばい煙測定	ばい煙測定	○
X線測定	X線使用室（X線撮影室、CT室、歯科診療室） の漏洩線量測定 個人被ばく線量測定※2（フィルムバッジ）	○ ○
E O G※3作業環境 測定	ガス滅菌器使用室（検体検査・洗浄室）のE O G の空気中濃度の測定	○
職場の環境測定	事務室・執務室の環境測定	○
② ねずみ等の防除等	ねずみ等※4の防除及び衛生管理	○
③ 記録の作成等	上記業務に係る記録の作成、保管及び報告	○

※1 井水は、上水系は飲料水としての、雑用水系は雑用水としての各水質基準に基づいて測定する

※2 個人被ばく線量測定（フィルムバッジ）の対象者数は4人（平成18年4月1日現在）。

※3 E O G (Ethylene Oxide Gas : エチレンオキサイドガス)

※4 ねずみ等とは、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なうおそれのある動物をいう。

(2) 要求事項

ア 環境測定

- ・法令で定める回数以上を実施すること。
- ・測定結果は建築物保守・点検、修繕・更新業務及び建築設備保守・点検、修繕・更新業務に反映させること。
- ・病院機構が官公庁等関係者に報告するうえで必要な書類を作成し、病院機構に提出すること。

イ ねずみ等防除

- ・発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、防除計画を策定するとともに、適切な方法により防除作業を実施すること。
- ・P F I 事業者以外に委託する清掃業者等と連携して、ごみや食材の管理に起因するねずみ等の発生・生息を防止すること。
- ・防除は、少なくとも年4回以上実施すること。
- ・医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について(平成16年11月17日 医政指発第1117001号)を踏まえて実施すること。
- ・使用する医薬品又は医薬部外品については、予め病院機構の承諾を得ること。

(3) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(4) 参考資料

本業務に係る参考資料はない。

5 警備業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する警備業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	監視	消防用設備等に係る監視盤の監視※1		○
②	警備	定位置警備※2		○
		巡回警備※3		○
		機械警備※4		○
③	出入管理	患者面会者の出入管理※5		○
		上記以外の来院者の出入管理		○
④	窓口業務	郵便物※6、小荷物、新聞の受領、連絡及び配布		○
		拾得物、遺失物の受付、記録作成		○
⑤	鍵管理			○
⑥	門の開門、閉門、解錠、施錠			○
⑦	救急車等の誘導			○
⑧	駐車場管理	駐車場管理（管理システムの管理・故障時対応を含む。）※7		○
		駐車場以外に停車している車両の案内・整理		○
⑨	緊急事態への 対応	緊急事態発生時の初期対応※8		○
		関係先への通報		○
		安全教育、防災訓練等※9	○	○
⑩	国旗等の掲揚・降納			○
⑪	記録・報告	上記業務に係る記録の作成・保管及び報告		○

※1 防災センター等で実施すること。

消防用設備、監視カメラ（設置場所はII 施設整備業務要求水準による。）の監視

※2 定位置警備は防災センター等で実施すること。

※3 巡回警備は、次の事項を実施すること。

- 不審者や不退去者の発見と対応（不審者、破壊行為、盗難等を発見した場合には、患者か部外者であるかを確認し、警察等や病院機構に通報連絡するとともに、身柄の確保に努める。）

- ・不審物を発見した場合には、病院機構に通報連絡する。
- ・施錠管理、火気使用場所の点検、窓やシャッター等の開閉、消灯確認、空調機等稼動確認等を実施する。
- ・巡回は、少なくとも 1 日 3 回実施すること。
- ・巡回時間、経路、確認項目等の詳細は、病院機構と協議のうえ、業務実施計画書に定めるのこと。

※4 提案による。

※5 面会者に関する出入管理方法は次のように考えている。(平日 9 時 00 分から 17 時 45 分を想定している)

守衛室(通行証受取) ⇒ 病棟(押鉗) ⇒ 面会 ⇒ 守衛室(通行証返却)

※6 現金書留等の受領については、平日 9 時 00 分～17 時 45 分の時間帯は病院機構が実施する。

※7 駐車場の駐車台数は II 施設整備業務要求水準による。

管理方法は II 施設整備業務要求水準に示すように提案による。料金徴収(1 日 1 回)を行ふことから、料金の回収及びつり銭の管理を行うこと。管理システムを設置しない駐車場を設ける場合には、無断駐車の取締りを行うこと。

※8 火災・地震等の緊急時における初期対応、関係機関への連絡通報、誘導作業等を実施すること。

※9 PFI 事業者は病院機構が実施する防災訓練等に参加すること。また、必要に応じ病院職員に安全教育を実施すること。

(2) 実施日及び実施時間

警備業務は 24 時間、365 日実施すること。次に示す業務はそれぞれに示す時刻(時間帯)に業務を実施すること。

ア 夜間や休日の鍵管理

平日：17 時 45 分～翌朝 9 時 00 分

休日：9 時 00 分～翌朝 9 時 00 分

イ 門の開閉

正門：開門時間は 6 時 00 分から 20 時 00 分及び 21 時 30 分から 23 時 15 分とする。

児童思春期棟への歩行者専用門：開門時間は 9 時 00 分から 17 時 45 分とする。

メンテナンス車両専用門：随時

ウ 国旗等の掲揚・降納

掲揚は 7 時 00 分、降納は 17 時 45 分とする。

(3) 要求事項

- ・火災、盗難、その他の事故を未然に防止し、患者や家族、職員の安全を確保するとともに、病院の財産を保全すること。
- ・緊急事態に迅速に対応できるように、教育・訓練を実施すること。
- ・火災・地震等の緊急事態に迅速に対応できる警備員を配置すること。
- ・防災センター等に警備員を常時配置すること。

- ・救急車やパトカーの誘導を適切に実施すること。
- ・駐車場の管理を適切に行い、無断駐車等を防止すること。

(4) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(5) 参考資料

業務量に関する実績

ア 出入管理（平成 17 年度年間平均）

・面会者数	32 人/日
・外泊者数	5 人/日
・外出患者数	15 人/日
・通学者数	13 人/日
・院外活動等件数	13 件/月

・9 時 00 分から 17 時 45 分（平日）の来院患者 229 人/日

イ 窓口業務（平成 17 年度年間平均）

・郵便物、小荷物の受領件数	55 件/日（うち、現金書留・配達記録は 5 件/日）
・拾得物、遺失物の件数	3 件/月

ウ 緊急車両による来院状況（平成 17 年度年間平均）

・9 時 00 分から 17 時 45 分（平日）	2 件/週
・上記以外	5 件/週

6 植栽管理業務

(1) 業務内容

P F I 事業者が実施する植栽管理業務の内容は、次表の P F I 事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	P F I 事業者
①	点検	植物の形状、生育状況及び支柱の点検		○
②	手入れ	病虫害防除		○
		剪定、整枝、刈込み		○
		施肥		○
		養生		○
		かん水		○
		除草		○
③	枯損木等処理	剪定、整枝、刈込み等に伴う廃棄物の回収・処分、高木類の倒木処理		○
④	記録・報告	上記業務に係る記録の作成・保管及び報告		○

(2) 対象

- ・別添資料2 敷地図に示す「建設用地」内に存する一切の植栽で、本事業で整備した以外のものを含む。

(3) 要求事項

- ・植栽の点検や手入れを適切に実施し、良好な療養環境を提供するとともに、景観上も良好な状態を保つこと。
- ・倒木等による事故の発生を予防すること。
- ・点検、手入れ等の周期・回数は建築保全業務共通仕様書を参考に要求水準を満たすために必要な周期・回数とすること。
- ・かん水は、天候や植物の状況に応じて実施し、費用の節減に努めること。

(4) 費用負担

PFI事業者が設置した植栽の枯死、倒木等に係る処理及び植替えに係る費用はPFI事業者が負担する。

既存の樹木の枯死、倒木に係る処理及び植替えに係る費用は、明らかにPFI事業者の責任によるものを除き、病院機構が負担する。

(5) 参考資料

本業務に係る参考資料はない。

既存の樹木の状況は現地調査会の際に把握すること。

第3 医療関連サービス業務に係る個別事項

1 食事提供業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する食事提供業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

		業務内容	業務担当主体	
①	栄養管理		病院	PFI 事業者
	病院給食運営の総括	◎※1		
	栄養委員会の開催、運営	◎		
	栄養委員会への出席	○	○	
	院内関係部門との連絡、調整	◎		
	献立表作成基準の作成	◎		
	献立表の作成		○	
	献立表の確認	◎		
	嗜好調査・喫食調査等の企画、実施	◎		
	嗜好調査・喫食調査等の企画・実施支援		○	
	検食の実施、評価	◎		
	関係官庁に提出する書類等の作成		○	
	関係官庁に提出する書類等の確認、提出、保管	◎		
	上記以外の伝票の整理、報告書の作成、保管		○	
	食数の指示、管理	◎		
	食事指示の受付		○	
	食数集計、配膳表の作成		○	
	食事箋の管理	◎		
	食札管理		○	
②	調理管理	調理作業基準の策定	○	
		調理作業仕様書の作成		○
		調理作業仕様書の確認	◎	
		調理作業実施状況の確認	◎	
		調理		○
		盛付		○
		配膳・下膳（厨房↔パントリー）		○
		配膳・下膳（パントリー↔患者）	○	
		食器洗浄・消毒・保管		○
		管理点検記録の作成		○
③	材料管理	管理点検記録の確認	◎	
		給食材料の調達（契約から検収まで）		○

		給食材料の点検	◎	
		給食材料の保管、在庫管理	○	
		給食材料の出納事務	○	
		給食材料の使用状況の確認	◎	
		災害用備蓄の調達、管理	○	
		災害用備蓄の確認	○	
④	施設・器具 管理	調理加工施設、主要な設備の設置、改修	○※2	削除: ○
		配下膳車、調理器具の調達、維持管理	○	
		消耗品の調達	○	
		使用食器の調達、維持管理	○	
		使用食器の確認	◎	
⑤	業務管理	従事者勤務表の作成	○	
		業務分担・従事者配置表の作成	○	
		業務分担・従事者配置表の確認	◎	
⑥	病棟支援	レクリエーション活動支援（文化祭開催等に伴う調理補助）		○
⑦	衛生管理	衛生面の遵守事項の作成	◎	
		上記業務に係る衛生管理	○	
		業務従事者の衛生管理	○	
		保存食の確保、保存	○	
		衛生管理簿の作成	○	
		衛生管理簿の点検、確認	◎	
		緊急対応を要する場合の指示	◎	
⑧	労働安全 衛生	健康診断実施状況などの確認	◎	
		本業務に係る従事者の定期健康診断の実施		○
⑨	総合管理	院内の各種委員会（栄養委員会以外）への出席	○	
		当該業務に関する業務の企画、提案	○	
		コンピュータシステムの確保、保守、管理	○	
⑩	栄養管理 支援業務	栄養管理	○	
		病棟訪問	○	
		外来栄養食事指導	○	
		入院栄養食事指導	○	
		集団栄養食事指導	○	
		在宅患者訪問栄養食事指導	○	
⑪	廃棄物処理・清掃	厨芥等処理		○
		厨房の清掃		○
⑫	教育・研修	実習生などに対する教育研修	○	○

※1 病院機構欄の◎印は、医療法一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日 健政発98）で定める病院機構自らが実施しなければならない業務

※2 廚房機器はPFI事業者が調達し、維持管理する。

(2) 対象

- ア 入院患者 : 成人病棟 390床
児童思春期病棟 50床
(検食は朝、昼、夕食について各2食とする。)

イ デイケア患者 : 約50名／日
ウ 外来特別療育患児 : 約20名／日

(3) 食事の内容

ア 入院患者

- ・1日3食（朝・昼（児童病棟はおやつを含む。）・夕）提供すること。
- ・一般食及び治療食を提供すること。
- ・選択メニューを実施することとし、内容は次のとおりとする。
実施日 : 毎日（開院1年目は週3日以上とする。）
対象患者 : 原則として全患者、ただし、複雑な治療食や除去食等については病院機構と協議する。

対象食事 : 昼食、夕食

方式 : 2種類以上のメニューから選択

- ・給食の出ない学校への通学者には弁当を提供すること。
- ・通学者に水筒でお茶又は水を提供すること。
- ・食事提供時の配茶の他、病棟ごとに必要量のお茶（各病棟1日当たり30リットル程度）を準備し、一定時刻（朝又は各食事提供時）に病棟パントリーまで搬送すること。
- ・行事食を提供すること。（年間30回程度を想定している。）
- ・児童思春期病棟の患者には、行事のある日に弁当を提供すること。

イ デイケア患者

- ・昼食を提供すること。
- ・一般食及び治療食を提供すること。
- ・選択メニューを実施すること。

ウ 特別外来療育患児

特別外来療育の患児に対しおやつを提供すること。

(4) 実施日及び実施時間

ア 実施日

- ・入院患者は、毎日とする。
- ・デイケア患者は、平日の昼食のみとする。

イ 提供時間

次に示す時間に食事を開始できるように配膳すること。

(ア) 成人病棟

- ・朝食 8時00分
- ・昼食 12時00分

- ・夕食 18時00分

(1) 児童思春期病棟

a 朝食

- ・養護学校通学者 7時40分
- ・上記以外 8時00分

b 昼食

- ・大阪府立刀根山養護学校精神医療センター一分教室 12時10分
- ・上記以外 12時00分

c 夕食

18時00分

ただし、通学の都合で食事が遅れた場合には、19時00分まで対応すること。

d 弁当

行事に応じた時間に提供すること。

(2) デイケア患者

- ・昼食 12時00分

(5) 調理方式

提案による。

(6) 配膳方式

提案による。

(7) 要求事項

- ・大量調理施設衛生管理マニュアル及びHACCPに基づいた衛生管理を行い、安全な食事を提供すること。
- ・患者の病態、健康状態や咀嚼力・消化力に応じた献立の作成や調理を行うこと。
- ・適温給食を実施すること。
- ・新鮮で安全な食材を使用すること。
- ・病院機構が実施する嗜好調査・喫食調査等を支援するとともに、その結果を献立作成、調理に反映させるなど、改善の視点をもって、患者に喜ばれる食事を提供すること。
- ・食器は、精神科の患者の使用に配慮し安全なものとするとともに、楽しく食事ができるよう衛生面、デザインなど配慮すること。
- ・行事食は行事内容、季節等を考慮したものとすること。
- ・弁当は色や味などに工夫を凝らしたものとすること。
- ・災害時にも対応すること。
- ・大規模災害用に3日分の食料品を備えること。
- ・健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法における入院食事療養（I）、食堂加算、特別食加算に対応した食事を提供すること。
- ・食事提供業務に係る全ての作業時間帯において、栄養士を1名以上配置すること。また、朝食開始時（8：00）～夕食終了時（19：00）までは、栄養士を2名以上配置し、うち1名は正社員であること。

(8) 代行保証

ア 調理方式を院内調理方式とする場合

- ・社団法人日本メディカル給食協会と代行保証契約を締結していること。

イ 調理方式を院外調理方式とする場合

- ・院外調理を実施している 2 社以上の企業と代行保証契約を締結していること。代行保証契約を締結する相手企業は、本要求水準で要求する食事数に対応できる供給能力を有する企業とすること。

(9) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(10) 参考資料

食事の内容及び食数等

ア 入院患者及びデイケア利用者

食事の内容及び食数は次のとおりである。

区分	平成 15 年度 (人)	平成 16 年度 (人)	平成 17 年度 (人)
本院 (思春期病棟を含む)			
主食	157,918	144,950	141,172
常食	127,707	119,236	115,223
軟食	30,208	25,490	25,682
流食	3	224	267
副食	157,918	144,950	141,172
一般食			
常菜	114,069	109,726	104,194
特菜	32,543	26,220	26,693
軟菜	20,801	17,913	18,751
刻み菜	11,241	7,917	7,780
流動菜	102	106	1
ミキサー菜	399	284	161
治療食	11,306	9,004	10,285
肝臓食	567	242	180
糖尿食	7,423	5,399	6,786
糖尿減塩食	43	0	0
高脂血症食		0	21
心臓食	732	789	864
すい臓食	366	365	204
胃潰瘍食	1,343	955	764
貧血食	832	1,136	1,329
腎臓食		118	137
松心園	5,146	3,981	4,401
デイケア利用者	10,321	11,773	11,843
うち刻み食数	33,706	23,754	23,327

イ 松心園及び思春期病棟の食事提供時間

区分	17 年度 (人)	朝食		昼食		おやつ 15:00～ 16:00	夕食	
		7:40	8:00	12:00	12:10		18:00～ 19:00	
思春期病棟	15							
地元小学校	1	○					○	
分教室 ^{※1}	14		○		○		○	
在棟	0		○	○			○	
松心園	16							
登校児童	15							
養護学校	1	○		—		○	○	
小学部	1							
中学部	0							
分教室 ^{※1}	14	○			○	○	○	
小学部	10							
中学部	4							
訪問教育	1		○	○		○	○	
小学部	1							
在園	0		○	○		○	○	

※1 大阪府立刀根山養護学校精神医療センター分教室

ウ その他

(7) 行事食

平成 17 年の実施状況は次のとおりである。

月	日	主な季節・行事	主な膳・料理
1月	1日～3日	正月	おせち料理
	7日	人日の節句	七草粥
	15日	小正月	小豆粥
2月	3日	節分	いわし焼魚・節分豆
3月	3日	ひな祭	ひな寿司・白酒・蛤
	春分の日	春の彼岸	ちらし寿司・草もち・ぼた餅
4月	上旬	お花見	花見膳・桜餅・花見団子
	15日	開院記念日	祝い膳・赤飯
		春	筍ご飯
			山菜ご飯
			豆ご飯
5月	5日	端午の節句	ちまき・柏餅
6月		夏至	行事食
7月	7日	七夕の節句	七夕そうめん
	下旬	夏祭り	はもちり
		土用の丑	土用のうなぎ
8月	15日	お盆	精進料理
		処暑	行事食
9月		敬老の日	祝い膳・赤飯
	旧暦8月5日	十五夜	月見団子
	秋分の日	秋の彼岸	おはぎ・いなり寿司

10～11月		秋まつり	松茸ご飯
			さば寿司
			きのこご飯
			栗ご飯
12月		冬至	冬至南瓜
	24日・25日	クリスマス	ローストチキン・クリスマスケーキ
	31日	大晦日	年越しそば

(イ) 弁当

平成17年度の提供状況は次のとおりである。

月	日	病棟	目的	引渡し時刻	人数	月計
5	2	思春期病棟	校外学習	7時45分	4	
		松心園	校外学習	7時45分	6	
	13	松心園	校外学習	7時45分	7	17
6	13	思春期病棟	通学	7時20分	1	
	15	思春期病棟	通学	7時20分	1	2
10	7	思春期病棟	運動会	11時50分	2	
		松心園	体育祭	11時50分	7	9
合 計						28

(ウ) レクリエーション活動等に対する支援

平成17年度の実施状況は次のとおりである。

行事名	実施状況	内容
文化祭	2回	文化祭開催に伴う調理補助
院内・院外レクリエーション活動	病棟単位で随時	献立の変更やレクリエーション用食材の一部調達

2 医療ガス保守点検業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する医療ガス保守点検業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	日常保守点検 ^{※1}	アウトレットの日常保守点検	○	
		遠隔警報板の日常保守点検		○
		供給源装置の日常保守点検		○
		供給源機器の日常保守点検		○
		その他関連機器・器具の日常点検		○
②	定期保守点検	アウトレットの定期保守点検		○
		遠隔警報板の定期保守点検		○
		供給源装置の定期保守点検		○
		供給源機器の定期保守点検		○

		その他関連機器・器具の定期保守点検		○
③	補修等 ^{*3}	保守点検には含まれない補修、修繕		○
④	業務管理	高圧ガス保安法の規定により医療機関自らが行わなければならない業務	○	
⑤	関係機関への報告等	関係機関に提出する書類等の作成・提出・保管 関係機関に提出する書類等の承認	○	○
⑥	医療ガス安全管理委員会 ^{*2}	委員会の開催 委員会への出席	○	○

※1 日常点検は病院職員が使用前に実施する。

※2 整備後に設置予定

※3 更新業務については第2 維持管理業務に係る個別事項 2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務に含む。

(2) 保守点検内容

医療法施行規則第16条第1項第1号に基づく診療の用に供するガス設備の保安管理について(昭和63年7月15日健政発第410号)により実施すること。

(3) 対象設備

医療ガス設備(酸素供給設備、圧縮空気供給設備及び吸引設備)

アウトレット数は以下のとおりである。詳細はII 施設整備業務要求水準 第3.4(3)医療ガス設備、付属資料II 諸室シート凡例及び諸室共通事項を参照のこと。

部門名	機能区分	室名	室数	種類		
				酸素(O)	圧縮空気(A)	吸引(V)
外来診療部門	救急外来	診察室	1	○	○	○
成人病棟部門	各病棟	観察室	8	○	○	○
	感染症病床	診察室	1	○	○	○
児童思春期部門	病棟共用	感染性疾患対応室	1	○	○	○

(4) 実施日及び実施時間

定期保守点検の実施回数は年4回以上とする。

具体的な実施日や実施時間については病院機構と協議すること。

(5) 要求事項

- 保守点検を確実に実施し、事故や故障の発生を未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速に対応すること。
- 医療ガス安全管理委員会と連携し、安全の確保に努めること。
- 診療・療養、その他病院業務に支障のないように実施すること。
- 病院職員に日常保守点検方法に関する研修を実施すること。

(6) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(7) 参考資料

本業務に係る参考資料はない。

3 洗濯業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する洗濯業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容		業務担当主体	
		病院 機構	PFI 事業者
① リネン類 ^{*1}	一次処理	失禁リネン類 ^{*2} の一次処理（汚れのひどいもの。）	○
		感染症リネン類 ^{*3}	○
	回収リネン類の管理、数量チェック		○
	リネン類の回収 ^{*4}		○
	消毒、洗濯、プレス、乾燥、アイロン掛け、たたみ、数量チェック、縫製及び修理		○
	洗濯済みリネン類の納入 ^{*4} 、保管		○
	洗濯済みリネン類の検収、管理	○	
	リネン類の交換（寝具類のベッドメイキングを含む。）	○	
	不使用期間におけるリネン類の保管		○
② マットレス	回収 ^{*4}		○
	消毒、洗浄、乾燥		○
	洗浄済みマットレスの納入 ^{*4}		○

※1 リネン類とは、寝具類、職員用ユニフォーム、その他洗濯物をいう。具体的な洗濯物の種類は（3）洗濯回数に示す。

※2 失禁リネン類とは、失禁等で汚れたリネン類をいう。

※3 感染症リネン類とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する伝染病の病原体及び結核菌により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）をいう。

※4 リネン類（当直用寝具類は除く。）及びマットレスの回収・納入場所は、以下のとおり。

品目	部門	回収場所	納入場所
職員ユニフォーム	全部門	更衣室	更衣室
職員ユニフォーム以外	病棟部門	汚物処理室	リネン室
	病棟部門以外	リネン集積室	リネン清潔室

(2) 実施日及び実施時間

病院内において行う業務は平日の9時00分から17時45分の間に実施すること。

年末年始、連休等の休日が連続する期間の業務実施については、別途病院と協議すること。

(3) 洗濯回数

洗濯回数は次に示すリネン類ごとに定期あるいは隨時に実施すること。

品目	洗濯の回数	所有区分
患者寝具類		リース
掛布団※1・毛布・枕	定期：年2回以上※2	
包布・敷布・枕カバー	定期：週1回以上※2※3	リース
当直用寝具類※4		
掛布団※1・毛布・枕	定期：年2回以上※2	リース
包布・敷布・枕カバー	定期：毎日※2	
職員ユニフォーム	定期：別表による	リース
その他洗濯物		
診察台カバー	定期：週1回以上※2	リース
衣類	随時	病院機構
タオル類	随時	
バスタオル類	随時	
タオルケット類	随時	
足拭きマット類	随時	
カーテン	定期：年2回以上※2	リース
ブラインド	定期：年1回	リース
ラバーシーツ	随時	病院機構
ベッドパット	定期：年2回以上※2	リース
マットレスカバー	随時	病院機構
マットレス	随時	病院機構

※1 敷布団は使用しない。

※2 汚損等により洗濯等の必要が生じた場合には、実施すること。

※3 患者が退院又は転棟した場合には、洗濯等を実施すること。

※4 当直用寝具類の回収・納入場所は、当該寝具類を使用する部屋（事務局の事務室内宿直スペース1ヶ所、医務局の宿直室2室と研修医宿直室2室、看護部の宿直室2室と仮眠室2室及び児童思春期病棟（共通）の宿直室2室）である。

別表：職員ユニフォーム

対象	種類	定期洗濯 の頻度
医師（25名）	白衣	週1回
	ケーシー型（長袖又は半袖）	週1回
	白ズボン	週1回
薬剤師 放射線技師 臨床検査技師 (10名)	白衣	週1回
	ケーシー型（長袖又は半袖）	週1回
	白ズボン	週1回
看護師 (218名)	次のいずれか	
	ケーシー型看護衣（長袖・半袖）	週1回
	トレーナ・Tシャツ・ジャージ	週1回
	スラックス	週1回
作業療法士	トレーニングシャツ	週1回
児童指導員	トレーニングパンツ	週1回
保育士（14名）	Tシャツ	週1回
栄養士（3名）	白衣	週1回

	白ズボン	週 1 回
臨床心理士 (6名)	白衣	週 1 回
P SW・男 (2名)	冬服上着・ズボン	月 1 回
	夏服上着・ズボン	週 1 回
	カッターシャツ	週 1 回
P SW・女 (7名)	冬服上着	月 1 回
	冬服スカート又はズボン	月 1 回
	夏服上着・スカート	週 1 回
	ブラウス	週 1 回
	夏帽子	週 1 回
設備管理技術員 (3名)	冬服作業服上下	週 1 回
	夏服作業服上下	週 1 回
	作業帽	週 1 回
クリーニング師 (1名)	トレーニングシャツ又はトレーナー又はポロシャツ	週 1 回
	Tシャツ	週 1 回
病棟婦・夫 (14名)	ジャージ・ポロシャツ	週 1 回
	スラックス	週 1 回

※ 人数は予定配置人数である。

(4) 要求事項

- 品質管理を徹底し、衛生的で、患者や職員が快適に使用できるリネン類を診療・療養に支障のないよう提供すること。
- 数量のチェックは対価の支払いに支障のないよう確実に行うこと。
- 職員ユニフォームは職員が識別しやすいように納入すること。

(5) 費用負担

リース対象物品について、病院機構は病院機構の責により紛失、破損、その他の理由により使用不能となった場合には、弁償するものとする。

(6) 参考資料

ア 業務量等

業務量に係る参考値を次に示す。

対象区分	数量	備考
患者寝具類		
定期		
退院患者	632 人/年	平成 17 年度実績
転棟患者	264 人/年	平成 17 年度実績
不定期		平成 17 年度実績
掛布団	975 枚/年	
敷布団 ^{※1}	2,286 枚/年	
毛布	3,512 枚/年	
枕	1,668 枚/年	
包布	3,815 枚/年	
敷布	3,204 枚/年	
枕カバー	2,403 枚/年	
その他洗濯物		平成 18 年 8 月の実績からの推計枚数

診察台カバー	384 枚/年	
衣類	3,848 枚/年	
タオル類	7,020 枚/年	
バスタオル類	2,080 枚/年	
タオルケット類	2,808 枚/年	
足拭きマット類	11,752 枚/年	
カーテン	6,000 m ²	※2
ブラインド	1,000 m ²	※2
ラバーシーツ	※1 参照	
ベッドパット	※1 参照	
マットレスカバー	※1 参照	
マットレス	※1 参照	

※1 新病院では敷布団は使用しないが、対応するマットレス等の不定期洗濯の想定枚数として示す。

※2 新病院における想定量

イ 寝具類の仕様

現病院の寝具類の仕様を参考に次に示す。

品目	仕様等	備考
掛布団	綿 40%・ポリエステル 60% 総重量 4.0 kg	
敷布団	綿 40%・ポリエステル 60% 総重量 4.0 kg	
毛布	アクリル 65%・毛 35%	
包布	細布#2024 晒 (綿 100%)	全覆共布横紐付
敷布	細布#2023 晒 (綿 100%)	
枕	細布#2023 生織 (綿 100%)	(中身バ"イ" 1 kg)
枕カバー	細布#2023 生織 (綿 100%)	全覆

4 医事業務

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する医事業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	外来患者受付※1	診察受付※2		○
		公費診療に係る患者説明		○
		外来診療との連絡、調整※3		○
②	外来患者会計※1	会計受付※4		○
		診療費の計算、入力※5		○
		料金収納※6		○
		通院公費及び障害者福祉手帳に係る台帳管理		○
③	入院患者受付	入院時の提出書類に関する説明		○

		入院申込書等受領、保管		○
		病棟への連絡		○
		入院患者事務処理※7		○
④	退院患者会計	入院患者にかかる診療費の計算、入力		○
		入院料請求		○
		料金収納		○
		その他退院に関する手続		○
		退院患者事務処理※8		○
		台帳整理		○
⑤	事務当直業務※9	鍵の開閉、郵便小包等の受領、薬局の鍵の開閉、緊急措置診察の連絡等、患者やその家族の対応、救急隊や警察等の対応、訃報や弔電の作成、患者登録		○
⑥	診療報酬請求	レセプト点検、修正、集計		○
		レセプト総括表の作成		○
		レセプトの確認、提出	○	
		返戻レセプトの処理		○
		請求漏れ、減点分析及び対策		○
		診療報酬調定に係る関連資料の整理		○
		診療報酬調定	○	
⑦	保険制度改正、 診療報酬改訂	院内調整	○	
⑧		社会保険事務局、保健所届出事務	○	
⑨	診療録管理	診療録（外来診療録、退院診療録）の保管、取り出し		○
⑩	小遣金出納管理	患者との契約	○	
		入院時における小遣金制度に関する説明		○
		入出金の処理、入力		○
		関連部門との帳票類の授受		○
		預金手続きの代行		○
		入出金データ、収支データの出力		○
		退院時における小遣金の精算		○
		通帳の保管、管理等	○	
		入出金状況、残高等の確認	○	
⑪	未収金管理	出納管理状況の検査、帳簿の管理	○	
⑫	未収金管理	未収金に関する病院機構への報告		○
		請求、督促、徴収	○	

⑪	措置診察等に基づく 入院対応事務	措置診察・入院患者に係る入院手續事務		○
		緊急措置診察・入院に係る連絡、調整等		○
⑫	病病・病診連携	後送・移送に係る連絡、調整等	○	
⑬	各種届出、照会対応	精神保健福祉法に基づく文書類の調整等※10		○
⑭	医事統計等	医事統計、経営分析資料等の作成		○
⑮	医事会計システム	医事会計システム等の整備、保守管理	○	
⑯	その他	予算・決算関係資料作成	○	
		病院実地指導関係資料作成	○	
		他科受診委託等契約事務	○	
		渉外・苦情対応等	○	

※1 本館棟の一般外来及び児童思春期棟の一般外来の受付・会計業務を実施する。

(両棟の一般外来の事務室は共用することを妨げないが、窓口は別に設ける。)

※2 初診：診察申込書記載依頼・内容チェック、保険証確認、紹介状持参確認、患者登録、診察券発行

再診：患者確認、再診受付・受付番号票発行、診察券再発行

(再診受付機を利用できない患者、診察券を忘れた患者、紛失した患者)

なお、医事業務従事者では対応が困難な患者については、看護師が対応する。

※3 初診患者、予約外来院患者の診察順の調整など

※4 患者対応、外来基本票受領

※5 外来会計入力、確認

※6 請求書出力、料金収納、領収印押印

※7 各種書類の整理、病棟への引継ぎ

※8 各種書類を病棟より受領、整理

※9 警備業務の一環として実施することも妨げない。

※10 下記の文書を医師等に記入を依頼するとともに、関連事項を記入し作成する。

精神保健福祉法に係る「入院届」、「退院届」、「定期病状報告」、「市長同意手続」、「措置入院患者の症状消退届」、「同意者変更届」、「応急入院届」

(2) 実施日及び実施時間

実施日は、平日とする。

実施時間は、9時00分から17時45分とする。

ただし、事務当直は、平日の17時45分から翌朝9時00分及び休日の9時00分から翌朝9時00分とする。

(3) 要求事項

- 受付、会計業務、診療報酬請求業務、精神科病院の各種届出等に精通している従事者を配

置し、業務を適切に実施すること。

- 本館棟及び児童思春期棟の一般外来の受付・会計業務は相互に支援できる体制をとるなど

効率的に運営すること。

- ・患者や家族の応対については、丁寧な言葉使いをすること。また、問合わせ等に対しては、要件を的確に把握し、分かり易く応対すること。
- ・受付や会計業務等において、患者を待たせないよう努めること。
- ・緊急措置診察にかかる連絡、調整においては、内容を的確に把握し、速やかに連絡すること。
- ・小遣金管理においては小遣金等出納管理事務取扱要領をよく理解し、丁寧に説明すること。

(4) 費用負担

医事会計システム（ハード及びソフト）及び小遣金出納管理システム（ハード及びソフト）は病院機構が設置する。

(5) 参考資料

ア 患者数の状況

(7) 外来患者数

区分		15年度	16年度	17年度
成人外来				
延患者数				
計		44,525	45,421	46,281
初診料算定件数		647	720	630
再診料算定件数		43,878	44,701	45,651
1日平均				
計		182	187	190
初診料算定件数		3	3	3
再診料算定件数		179	184	187
思春期外来				
延患者数				
計		2,161	2,608	2,276
初診料算定件数		173	149	178
再診料算定件数		1,988	2,459	2,098
1日平均				
計		9	11	9
初診料算定件数		1	1	1
再診料算定件数		8	10	8
松心園外来				
延患者数				
計		7,765	7,963	8,384
初診料算定件数		421	416	392
再診料算定件数		7,344	7,547	7,992
1日平均				
計		32	33	34
初診料算定件数		2	2	1
再診料算定件数		30	31	33
外来合計				
延患者数				
計		54,451	55,992	56,941
初診料算定件数		1,241	1,285	1,200

	再診料算定件数	53,210	54,707	55,741
1日平均				
計		222	230	233
初診料算定件数		5	5	5
再診料算定件数		217	225	228

診療日数 15年度：245日、16年度：243日 17年度：244日

(1) 歯科患者数

区分	15年度	16年度	17年度
計	745	638	576
初診	66	51	33
再診	679	587	543

(2) 入院・退院患者数

区分	15年度	16年度	17年度
成人病棟(延数)	151,578	140,762	138,932
入院患者数(年間)	481	494	524
1日平均入院患者数	414	386	381
思春期(延数)	8,592	6,887	4,640
入院患者数(年間)	60	83	52
1日平均入院患者数	23	19	13
松心園(延数)	5,914	4,400	4,598
入院患者数(年間)	33	28	31
1日平均入院患者数	16	12	13
延入院患者数合計	166,084	152,049	148,170
1日平均入院患者数	454	417	406
入院患者数内訳			
本院	541	577	576
措置入院	53	58	61
医療保護入院	305	345	286
任意入院	118	119	172
応急入院	14	11	5
緊急措置入院	50	44	51
鑑定留置等	1	0	1
松心園	33	28	31
退院患者数			
本院(思春期を含む。)			
退院患者数(年間)	583	579	597
1日平均退院患者数	1.6	1.6	1.6
思春期			
退院患者数(年間)	50	81	56
1日平均退院患者数	0.1	0.2	0.2
松心園			
退院患者数(年間)	38	30	35
1日平均退院患者数	0.1	0.1	0.1

※ 1日平均入院患者数は、365日（平成15年度は366日）で除した数

第4 その他業務に係る個別事項

1 電話交換業務（夜間・休日）

(1) 業務内容

PFI事業者が実施する電話交換業務の内容は、次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	電話交換業務	外部からの電話の取次ぎ※1		○

※1 警備業務との兼務も妨げない。

(2) 実施日及び実施時間

平日：17時45分～翌朝9時00分

休日：9時00分～翌朝9時00分

(3) 要求事項

- 病院の窓口であるということを認識して外部からの問合せに適切に対応すること。
- 電話の応対に当たっては、患者や家族の人権や心情に配慮するとともに、院内の状況を把握して、取次ぎは的確かつ迅速・丁寧に行うこと。
- 病院職員との引継ぎを確実に行うこと。

(4) 費用負担

本業務に係る特記事項はない。

(5) 参考資料

ア 平成18年9月の特定日における時間帯別受信件数の状況

時間帯	受信回数				
	15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)
0:00～1:00	0	0	0	0	1
1:00～2:00	0	1	0	0	0
2:00～3:00	2	0	0	0	0
3:00～4:00	2	0	0	1	0
4:00～5:00	0	0	1	1	0
5:00～6:00	0	0	0	0	2
6:00～7:00	4	1	2	2	1
7:00～8:00	3	2	1	4	2
8:00～9:00	15	3	2	3	13
9:00～18:00	304	68	69	57	311
18:00～19:00	10	10	2	6	14
19:00～20:00	5	4	7	9	6
20:00～21:00	8	2	2	3	5
21:00～22:00	3	3	5	3	5
22:00～23:00	5	1	1	1	1
23:00～0:00	0	1	0	2	1

*18日(月)は祝日である。

2 利便サービス提供業務

(1) 共通事項

ア 運営形態

独立採算方式とする。

イ 光熱水費の徴収

病院機構は、院内で実施する業務について光熱水費を徴収する。使用実績が把握できるよう
に、子メーター等を設置すること。

ウ 料金の支払い方法

患者の料金の支払い方法については、プリペイドカードあるいは患者の小遣カード等を利用
した方法を提案すること。

(2) 売店運営業務

ア 業務内容

PFI事業者が実施する売店運営業務の内容は次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容		業務担当主体	
		病院 機構	PFI 事業者
①	内装等	内装工事	○
		付帯設備の調達、設置、保守	○
		備品の調達、設置、保守	○
②	販売管理	商品決定、発注、検収、陳列	○
		商品の確認	○
		料金設定	○
		料金設定の確認	○
		接客（料金徴収を含む。）	○
③	衛生管理	店内清掃	○
		従事者の清潔保持状態等の確認	○
		納入業者に対する衛生管理の指示	○
		売店から排出された廃棄物の処理	○
④	小遣金管理	小遣カードによる購入金額の入力※1	○
⑤	施設原状復帰	内装※2、付帯設備、備品等の撤去	○

※1 患者から小遣カードを受領して、金額を入力し、売上明細書を渡す。売上日報及び請求書を病院機構に提出する。

※2 仮設売店は除く。

イ 実施日及び実施時間

年中無休とし、少なくとも7時00分から18時00分の間は営業すること。

ウ 施設使用料

1 m²あたり年額 8.5 千円

エ 要求事項

- ・営業時間は、患者及び職員のニーズを踏まえ柔軟に対応すること。
- ・利用者のニーズや嗜好を踏まえた品揃えに努めるとともに、近隣の市場価格に見合った価格設定を行うこと。
- ・アルコール類、包丁・ナイフ等の刃物類及びこれに類する事務用品は取り扱わないこと。
- ・取扱い商品については、安全性に配慮した品物とすること。
- ・商品、陳列棚など店内を常に清潔に保つこと。
- ・利用者がカップ麺等を食べるため給湯を求めた場合は、これを無料で提供すること。
- ・宅配便の取り次ぎを行うこと。

オ 参考資料

(7) 売店の利用客数の実績（平成 17 年度）

148,615 人（患者、患者家族、職員など）

(イ) 小遣カード利用者（平成 17 年度）

1 日平均約 150 人

(ウ) 現売店における販売物品

下記を参照のこと。

現売店における販売物品

調理パン	野菜ミックスサンド	ゆでたまごサンド
	ツナたまごサンド	肉じゃがコロッケパン
	ハムたまごサンド	ハムタマゴボックス
	玉子いっぱいBOX	ダブルチリドック
	どろソースのハムカツサンド	唐揚げマヨロール
	メンチカツロール	
デリカ	わらび餅	東紅 鶏とろ串
	海藻ミックスサラダ	野菜ポテトサラダ
	ダブルシュークリーム	大盛たこ焼き（12個入り）
	ざるそば	冷し中華
	ミニ冷し中華	洋食屋さんの大盛ナポリタン
	ツナ&コーンサラダ	和風ドレッシング（サラダ用）
	大盛ぶっかけきしめん	ソース焼きそば
	焙煎ごまドレッシング（サラダ用）	そうめん
	明治プリン超BIG	森永 焼プリン
	森永アロエヨーグルト	達人の珈琲
	森永 カフェラテ	明治ブルガリア低糖ヨーグルト
	紀文 調整豆乳	明治プロビオヨーグルト
	グリコ BIGブッヂンプリン	ヤクルト ソフトル
	ヤクルト 300V	たらみ きらり ミックスゼリー
	森永 具だくさんフルーツヨーグルト	TBCビタミン10グレープフルーツ
弁当類	とろ巻セット	俵おにぎりセット
	明太高菜ごはん	唐揚マヨ御飯（高菜入り）

	鶏五目ごはん	鶏五目おにぎり3個
	手巻きおにぎり紅鮭	きのこデミオムライス
	手巻きおにぎり日高昆布	ミックスのり弁当
	手巻きおにぎり紀州梅	おにぎり5個入り
	手巻きおにぎり高菜	おにぎり3個入り
	手巻きおにぎりシーチキンマヨ	助六寿司
	和風幕の内弁当	みぞれおろしハンバーグ弁当
	いなり3個入り	牛丼
	昔亭ますの寿しおにぎり	細巻寿司セット
乳製品	小岩井コーヒー	グリコ マイルド カフェオーレ 500
	明治 おいしい牛乳	メグすつきり飲めるCA低脂肪500
菓子パン	ミニサンドチョコ	季節撰菓 白大福
	ミニサンドバニラ	黒コッペ
	高級つぶあん	カレーパン
	季節撰菓 草大福	穂 ホテルシュガーマーガリン
	サンドロールネオマーガリン	サンドいちご&マーガリン
	牛乳パン練乳クリーム	風味上質つぶつぶいちごジャムパン
	穂 小倉あんドーナツ	メロンパン
	穂ぶどうぱん	ピザパン
菓子	うまい棒	どら焼
	丸川 フィリックスガム	明治 アーモンドチョコ
	チロルチョコ	明治 マカデミアチョコ
	ミニようかん練	パイナアメ
	粒あん最中	キットカット
	スニッカーズチョコ	ロッテのど飴
	明治ミルクチョコレート	グリコ ポッキーチョコレート
ラーメン	日清 焼きそばUFO	日清 カップヌードル
	日清 焼きそばUFO大盛	日清 チキンラーメンどんぶり
	日清 どん兵衛	
アイスクリーム	赤城 ガリガリ君ソーダ	森永 チョコモナカジャンボ
	森永乳業 みぞれ練乳がけ金時	ロッテ 爽 バニラ
	センタン フロールチョコレート	ハーゲンダッツ
	メイトー ホームランバー	ロッテ クーリッシュ
	森永 みぞれいちご(小)	森永 アイスボックス
スナック	かしコレ ミニ ケーキドーナツ	カルビー ジャガリコサラダ
	丸善 デカうまソーセージ	でん六柿ピー
	カルビー かっぱえびせん	ナガシマ バタピー
	かしコレ ミニ歌舞伎揚	明治 カール
	かしコレ 黒かりん糖	東ハト キャラメルコーン
	カルビー ポテトチップス	ブルボン チョトス
	かしコレ ひとつくちミルクチョコ	P&G プリングルスS
タバコ	かしコレ つな揚げ	森永 ポテロング
	わかば	セブンスター
	エコー	ハイライト
	マイルドセブン	ケント・ウルトラメンソールBOX
	マイルドセブンライト	ピアニッシモ・ワン
	フィリップモリス・ワン	マールボロ・BOX

	ショートホープ	ラッキーストライク・BOX
	ラーク	クール・BOX
	チェリー	
ソフトドリンク	コカ・コーラ	大塚製薬 ポカリスエット
	キリン 生茶	ボルビック
	ジョージアコーヒー	C C レモン
	キリン午後の紅茶	リポビタンD
	ペプシツイスト	オロナミンC
	キリン 小岩井ミルクコーヒー	カルピスウォーター
	ファンタ	アサヒ 三ツ矢サイダー
	サントリー伊右衛門	スコール ホワイト
	明治 さわやか茶房緑茶	エルビー 烏龍茶
	農協 テイスティ グレープ	農協 テイスティ オレンジ
	カゴメ トマトと8種の野菜	メグ 喫茶店のミックスフルーツ
	エルビー さわやかレモン水	リップトンレモンティー
	グリコ 野菜＆くだもの	農協 テイスティ アップル
	タマノイ はちみつ黒酢ダイエット	エルビー お茶 500
紙・衛生用品	クレシア スコッティティッシュ	救急パン 3サイズ18P
	スコッティカシミヤEX ポケット2P	和光堂おしほりウエッティ 70P
	ボディフィット瞬間ガード	MSおしゃれな綿棒抗菌
	ネピア ソフトアップポケット 6P	ロリエスーパーガードEX
	コーア クリーンラインマスク	ロリエスーパースリムガード
	シルコットエレガンス 70P	スコッティカシミヤEX 220
化粧品・小間物	貝印 カラーゴムアソート	花王ビオレ毛穴すっきりパック
	貝印 スリーピン 黒（2本入）	8×4パウダースプレー
	薬用リップ	ナショナル水洗い電気シェーバー
	DHC 2ウェイファンデーション	資生堂 ルポヘアトニック
	DHC リップクリエーション	TVスタイリングフォーム
	資生堂 ウーノSHスプレー	トップバリューウォーターフォーム
	DHCマスクカラ	トップバリューケレンジングオイル
文具	花王ケープ キープ&リセット（小）	トップバリューメイク落としジェル
	トップバリューノート	Nsノック式 シャープペン
	白二重封筒 ミシン目入り	教育折り紙 100枚
	Ns ゲルインクボールペン 黒	アックス クラフト封筒 長4
	Ns 合成のり	サンエックス レターセットアソート
クリーナー	Ns 蛍光ペン	
	花王ホワイトバスサイズ	ライオンキレイキレイハンドソープ
	エチケットライオン 小	花王クリアクリーン エクストラクール
	ドゥークリア歯ブラシ	ダブ ボディウォッシュポンプ
	ライオン デンターアミノ	ラックススーパーリッチシャンプー
	新コンパクトアタック 1, 2KG	花王 エマール
	TV歯ブラシ	ライオン 部屋干しトップ
	ライオン植物物語 石鹼バスサイズ	ライオン植物物語ボディシャンプー
ファーストフード	ライオン ソフトインワンシャンプー	トップバリュースパークリーン
	トロピカルマンゴーパフェ	ホットドッグ
	肉まん	ハロハロ
	豚角煮まん	ちびたこ
	ソフトクリーム	Xフライドポテト

	フライドチキン	ハーブチキン
	香味から揚げ	
電気小物	ライトライン電子ライター	バナ アルカリ 単2 2個
	バナ アルカリ 単4 2個	バナ アルカリ 単1 2個
	バナ アルカリ 単3 2個	禁煙パイポ
衣料・身のまわり	エコロジーフェイスタオル ホワイト	マッシュロ ペバーバッグ
	T&C婦人リブソックス ホワイト	ヘインズ カラー Tシャツ L 黒
	ヘインズ ポーダーハンカチ紺	大判バスタオル ブルー
	トップバリュー紳士ソックス 白	ワコール バックレスショーツ L
	P E V Aビニール傘クリア	

(3) 自動販売機運営業務

ア 業務内容

PFI事業者が実施する自動販売機運営業務の内容は次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	機器の設置			○
②	販売管理	料金設定		○
		設定料金の確認	○	
		料金回収		○
		商品等補充		○
③	保守管理	保守管理（メンテナンス、機器内外・周辺の点検）		○
		故障時の対応		○
		廃棄物（ビン、缶、ペットボトル等）の回収・処理		○
④	衛生管理	機器の衛生状態の確保		○
⑤	撤去作業			○

イ 設置台数等

設置台数、設置場所、取扱商品については提案による。ただし、設置にあたっては病院機構と協議すること。

ウ 施設使用料

面積 0.5 m ² 未満のもの	1 台 1年につき	8,700 円
面積 0.5 m ² 以上 1 m ² 未満のもの		17,300 円
面積 1 m ² 以上のもの		面積 1 m ² の場合にあっては 19,000 円、面積 1 m ² を超える場合にあっては 19,000 円に 0.1 m ² を増すごとに 1,800 円を加算した額

エ 要求事項

- ・設置に当っては、周辺環境に配慮すること。
- ・近隣の市場価格に見合った価格設定を行うこと。

- ・利用者のニーズや嗜好を踏まえ、提供する商品の種類を工夫すること。
- ・児童思春期棟の飲料については、紙パックやキャップ付きのペットボトルなど児童が飲みやすい形態の商品を提供すること。
- ・アルコール類や栄養ドリンクは取り扱わないこと。
- ・欠品が生じないように商品補充をこまめに行うこと。
- ・機器の内部、外部、周辺を清潔に保つこと。
- ・故障時等の対応を迅速に行うこと。
- ・車椅子での利用に配慮すること。

(4) コインランドリー運営業務

ア 業務内容

PFI事業者が実施するコインランドリー運営業務の内容は次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	機器の設置			○
②	販売管理	料金設定		○
		設定料金の確認	○	
		料金回収		○
③	保守管理	保守管理（メンテナンス、機器内外・周辺の点検）		○
		故障時の対応		○
④	衛生管理	機器の衛生状態の確保		○
⑤	施設原状復帰	機器の撤去		○

イ 設置場所及び台数

各病棟の洗面・洗濯室（児童思春期病棟は思春期ゾーンの洗濯・乾燥室のみ）に洗濯機及び乾燥機を各2台以上設置すること。

ウ 営業時間

年中無休とする。

エ 施設使用料

自動販売機運営業務の施設使用料と同じ。

オ 要求事項

- ・患者が利用しやすい機能を有する洗濯機及び乾燥機を配置すること。
- ・近隣の市場価格に見合った価格設定を行うこと。
- ・機器の内部、外部、周辺を清潔に保つこと。
- ・故障時等の対応を迅速に行うこと。

カ 参考資料

現病院における、洗濯機利用の状況は次のとおりである。使用料は徴収していない。

病棟別洗濯機利用者数（平成 18 年 9 月 10 日時点）

病棟名	病棟機能	入院者数 (人)	洗濯機 利用者数(人)	比率 (%)
1-1	高度ケア	41	10	24.4
1-2	高度ケア	39	19	48.7
2-1	高度ケア	44	25	56.8
2-2	総合治療	44	22	50.0
3-1	総合治療	39	6	15.4
3-2	総合治療	46	37	80.4
5-1	総合治療	39	29	74.4
7-1	緊急救急	26	6	23.1
7-2	思春期	19	16	84.2
8-1	総合治療	47	12	25.5
計		384	182	47.4

(5) 患者の私物洗濯業務

ア 業務内容

PFI事業者が実施する患者の私物洗濯業務の内容は次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付隨する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	洗濯物の管理	患者からの洗濯物を収集	<input type="radio"/>	
		下洗い（汚れの著しいもの）	<input type="radio"/>	
		保管	<input type="radio"/>	
		数量チェック、伝票起票	<input type="radio"/>	
②	洗濯物の回収	数量チェック		<input type="radio"/>
		回収		<input type="radio"/>
③	洗濯、乾燥、たたみ			<input type="radio"/>
④	洗濯物の配送	数量チェック		<input type="radio"/>
		配送		<input type="radio"/>
⑤	洗濯物の管理	検収	<input type="radio"/>	
		患者に洗濯物を配布	<input type="radio"/>	
⑥	料金請求（PFI事業者⇒患者）			<input type="radio"/>
⑦	料金支払（患者（一部は小遣金システム）⇒PFI事業者）			<input type="radio"/>

削除：プレス、

イ 実施日及び実施時間

- 院内における業務は平日 9 時 00 分から 16 時 00 分とする。
- 年末年始、連休等の休日が連続する期間は、別途病院機構と協議すること。

ウ 要求事項

- 洗濯物の管理を確実に行い、誤配、誤請求のないようにすること。

- ・洗濯物の取扱に注意し、破損等のないようにすること。
- ・現状の費用や市場価格を参考にして、患者に過度な負担とならない価格設定を行うこと。

エ 参考資料

患者の私物洗濯枚数（平成17年度）

495千枚（概数、病床数551床、病床利用率73.7%）

（現在、費用は枚数にかかわらず1月当たり2,500円を徴収している。）

(6) 喫茶運営業務

喫茶の設置・運営については、業務の実施を義務付けるものではないが、患者及び病院利用者の利便性の観点から、病院機構としては設置を希望するものであり、~~提案を求めるものである~~
PFI事業者が業務を実施する場合の要求水準は以下のとおりとする。

削除：PFI事業者に

ア 業務内容

PFI事業者が実施する喫茶運営業務の内容は次表のPFI事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容			業務担当主体	
			病院 機構	PFI 事業者
①	内装等	内装工事		○
		付帯設備の調達、設置、保守*		○
		備品の調達、設置、保守		○
②	メニュー管理	メニュー（献立）の作成		○
		メニューの確認	○	
		料金設定		○
		料金の確認	○	
③	注文受付等	接客（料金徴収を含む。）		○
		現金管理		○
		配膳、配茶、下膳		○
④	調理	調理盛付		○
⑤	洗浄・消毒	食器洗浄・消毒		○
⑥	衛生管理	店内清掃		○
		業務関係者の清潔保持状態等の確認		○
		納入業者に対する衛生管理の指示		○
⑦	材料管理	食材の調達、点検、保管、在庫管理		○
⑧	施設原状復帰	内装、付帯設備、備品等の撤去		○

* 調理機器はPFI事業者が調達し、維持管理すること。

イ 実施日及び実施時間

少なくとも平日の10時00分から16時00分の間は、営業するものとする。

ウ 施設使用料

1 m²あたり年額 8.5 千円（ただし、飲食スペースは除く。）

エ 要求事項

- ・利用者のニーズ、嗜好を踏まえた献立を病院機構と協議し、提供すること。
- ・飲み物、軽食を提供すること。
- ・アルコール飲料類は、取り扱わないこと。
- ・近隣の市場価格に見合った価格設定を行うこと。
- ・店内を清潔に保ち、品質保持に努めること。
- ・車椅子での利用に配慮すること。

オ 参考資料

本業務に係る特記事項はない。（現在喫茶室は設置していない。）